

令和4年度 地球温暖化問題等対策調査事業
(バーゼル法関連事前相談業務)
相談実績等年次報告書

令和5年3月

一般財団法人 日本環境衛生センター

目 次

第1章 業務の概要	1
1. 業務の目的	1
2. 業務の概要	1
3. 業務実施期間	4
第2章 令和4年度事前相談業務実施状況	5
1. 事前相談の実施件数	5
2. 輸出入別相談件数	7
3. 輸出相手国・輸入相手国別相談実施件数	7
4. 相談者の業種別相談実施件数	10
5. スクラップ等の輸出入事前相談結果概況	11
第3章 再生資源等の輸出入実態に係る情報の整理・解析	30
1. 事前相談実績と財務省貿易統計の整理について	30
2. 事前相談件数実績と取引価格の整理	32
3. 税関別事前相談実績	35
第4章 バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査（満足度調査）	37
1. 調査方法	37
2. アンケート回答状況	37
参考資料	49
参考資料1 事前相談手続きの流れ	50
参考資料2 事前相談書様式	51
参考資料3 バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査票	58

第1章 業務の概要

1. 業務の目的

近年のアジア各国等の急速な経済成長による原材料需要の伸び等に伴い、我が国からアジア各国等への再生資源等の輸出量が増加している。

これら輸出される再生資源等の中には「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下「バーゼル条約」という。）やバーゼル条約の国内担保法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（以下「バーゼル法」という。）の規制対象物に該当するものがある可能性があり、その場合、バーゼル法に規定する手続きを経なければ、バーゼル法違反となるだけでなく、輸入国との貿易問題や環境被害を引き起こす恐れがある。

再生資源等を輸出入している我が国としては、有害廃棄物の不適正輸出入を防止し輸入国及び我が国での環境問題の発生等を未然に防止することが重要である。

一方で、バーゼル法の規制対象物（特定有害廃棄物等）か否かの判断は、バーゼル法等関係法令についての理解や有害廃棄物等に関する知見を有していない者にとっては、困難であり、輸出入する貨物（提出された事前相談書類に記載された内容）について、バーゼル法に規定する規制対象物（特定有害廃棄物等）に該当するか否かを事業者が判断する際の支援策として口頭での助言サービス（以下「事前相談」という。）が行われている。

本業務は、近年の再生資源等の輸出量の増加により、事前相談についても件数が増加し、再生資源等の輸出入に係る規制内容のさらなる周知・徹底を図る必要が生じてきていることから、輸出入貨物がバーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するか否かに関する事前相談業務の実施体制を強化するとともに、併せて、中古品、再生原料等の輸出入業者の輸出入の実態を調査把握することを目的とした。

2. 業務の概要

（1）バーゼル法規制事前相談業務

輸出入業者等相談者から提出された事前相談書、関係書類等を基に、当該輸出入貨物がバーゼル法規制の対象となるか否かを判断し、原則として相談を受けた翌日までに相談者へ回答した。

ア. 相談対象品目

当該業務の相談対象は、以下のとおりである。

- 1) プラスチックスクラップ（ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル等）
- 2) メタルスクラップ（金属（金属化合物を含む）又は金属を含むもの（廃触媒、ミックスメタル（自動車部品、電気・電子部品の屑等を含む。）等）
- 3) 中古製品（家電製品、自動車部品等）
- 4) その他バーゼル法等に関する問い合わせ等

上記問い合わせに対しては、パンフレットやバーゼル法に規定する特定有害廃棄物等の輸

出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令等の資料が掲載されているホームページの紹介、又は、FAXや手交する等により規制の内容について口頭で説明し、周知を図った。

なお、上記以外の案件、並びに判断が難しい案件等については、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課（以下、「経済産業省資源循環経済課」という。）等に相談の再依頼を行った。

イ．相談実施方法等

1)相談の受付

- ・ 相談依頼者に対し事前相談書及び関係書類の提出（FAX 又はメール）並びにその後の電話連絡を求めた。
- ・ 相談の受付は、土・日・休日を除く平日の午前9時30分から午後4時とした。

2)結果の回答

- ・ 提出された資料等に基づき当該輸出入貨物がバーゼル法規制の対象となるか否かを判断し、事業者に回答した。
また、併せて、「本助言については、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではなく、現実に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではない。」という旨を伝えた。
- ・ 回答は全て電話によるものとし、文書による回答は実施していない。

ウ．相談記録の作成、報告及び保存

1)相談記録の作成と報告等

- ・ 相談を受け、回答した案件については、環境省が運用する事前相談管理システムで指定する様式（CSV ファイル）にて相談記録を作成するとともに、原則当日中に当該システムに仮登録し、経済産業省資源循環経済課に対し公開依頼伺を行った。
- ・ 上記公開依頼伺に際しては、当日の相談記録（エクセルファイル）を添付した。
- ・ 上記回答案件については、相談者から提出された事前相談資料を、経済産業省資源循環経済課から指示を受けた内容に基づき PDF に変換した上で、事前相談管理システムに添付した。
- ・ 毎月最終日に、品目別毎の相談件数および問い合わせ件数を集計の上、経済産業省資源循環経済課に報告した。
- ・ 経済産業省資源循環経済課との定期連絡会を設置し相談案件等に係る情報交換を行った。
- ・ 不適正事案等につき、経済産業省資源循環経済課、環境省及び関連する地方環境事務所、税関より事前相談資料の送付依頼があった際には、速やかに対応を行った。

2)記録の保存

- ・ 回答後の相談書類については、PDF 化を行い、必要な保管・管理を行った。

事前相談業務の流れを図 1-1 に示す。

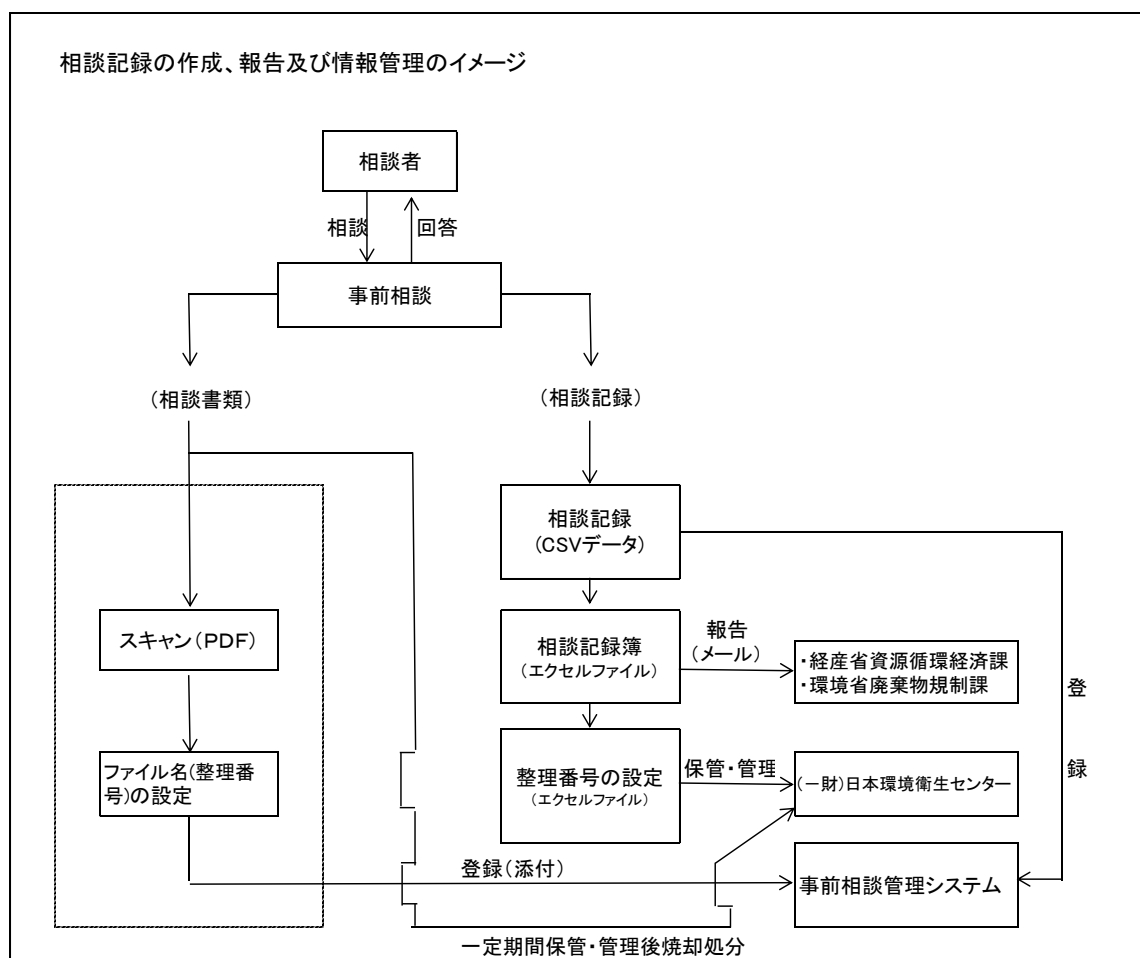


図 1-1 事前相談業務の流れ

エ. 実施体制

1)業務を行う場所

一般財団法人日本環境衛生センター

総局資源循環低炭素化部バーゼル法事業課

2)業務担当者

氏 名	所 属	備 考
立尾 浩一	総局資源循環低炭素化部長	統括管理
加藤 昌彦	バーゼル法事業課副主査	
小松 貴子	バーゼル法事業課副主査	
遠藤 幸平	契約職員	
森下 清伸	契約職員	
篠田 弓佳	契約職員	
堀野 隆	契約職員(6月～9月)	
中越 武美	契約職員(7月～)	
庄司 澄子	契約職員	

（２）再生資源等の輸出入実態に係る情報の整理・解析

事前相談業務に関する情報をデータ化し、月別、品目別、相手国別等の相談件数及び取引量を集計し、再生資源等の輸出入の動向及び相手国側規制や再生資源価格変動等との関連等について分析した。

- ① 当該年度における月別、品目別、相手国別等の相談件数及び取引量に関する集計解析
- ② 事前相談実績と財務省貿易統計等の整理
- ③ 市況取引価格等の変動に対する事前相談件数の動向
- ④ 税関別事前相談実績

（３）満足度調査

契約履行期間内の特定の期間（約１ヶ月）において、利用者満足度に関するアンケート調査票を相談者（約１００社）に配布し、結果を取りまとめた。

以下の内容を含むアンケート票を作成し、メール又は **FAX** にて相談者に送付し、回答を求めた。

- ・ 相談関係書類の作成・送付等に関すること
- ・ 受付時間、申請から回答までの時間、相談員の対応等
- ・ その他事前相談に関する意見・要望等

３．業務実施期間

令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

第2章 令和4年度事前相談業務実施状況

令和4年度内（令和4年4月1日から令和5年3月24日まで）に経済産業省へ報告を行った相談実績（回答件数）に基づくスクラップ等の輸出入の概況は以下のとおりである。

事前相談は、メタルスクラップ、ゴムスクラップ、プラスチックスクラップ（以下「廃プラ」という。）、灰・スラグ・ドロス・汚泥、廃触媒、中古電気機器、中古（その他製品）、中古遊技機、その他の9品目を対象に事前相談を行った。

なお、本報告書においては、事前相談を行った件数を次に示す名称にて2区分化した。

実施件数：貨物内容の種類や量の変更等による再申請案件等を含む実相談件数。

件数：上記の再申請案件等の重複件数を排除した件数。

・集計期間：令和4年4月1日より令和5年3月24日

1. 事前相談の実施件数

令和4年度の上記集計期間におけるバーゼル法規制に係る事前相談実施件数は、総計 6,095 件であった。月別品目別相談件数の状況を表 2-1 及び図 2-1 に、品目別相談件数の割合を図 2-2 に示す。

表 2-1 月別相談実施件数

(実施件数)										
	メタルスクラップ	ゴムスクラップ	廃プラ	灰・スラグ・ドロス・汚泥	廃触媒	中古電気機器	中古遊技機	中古(その他製品)	その他	合計
2022年 4 月	485	4	196	5	3	35	0	13	2	743
5 月	371	1	120	8	0	33	0	5	3	541
6 月	429	1	137	10	0	37	0	5	3	622
7 月	334	0	113	11	1	24	0	3	1	487
8 月	376	1	95	11	0	21	0	4	1	509
9 月	418	2	83	14	0	28	0	4	2	551
10 月	371	2	92	13	1	23	0	6	2	510
11 月	348	3	109	5	0	23	0	9	2	499
12 月	322	1	71	8	1	18	0	7	3	431
2023年 1 月	284	0	60	10	0	18	0	5	0	377
2 月	325	3	84	4	0	19	0	8	3	446
3 月	282	3	59	6	1	21	0	5	2	379
合 計	4,345	21	1,219	105	7	300	0	74	24	6,095
(%)	(71.3)	(0.3)	(20.0)	(1.7)	(0.1)	(4.9)	(0.0)	(1.2)	(0.4)	(100.0)

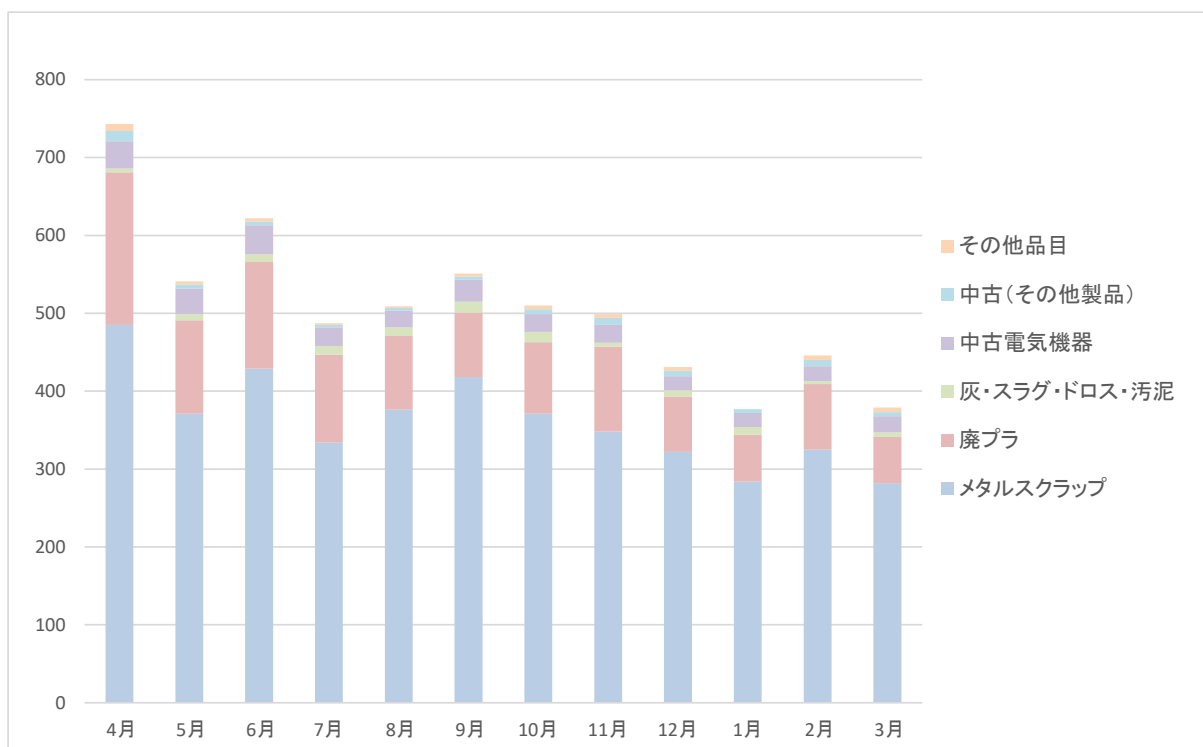


図 2-1 相談実施件数の推移

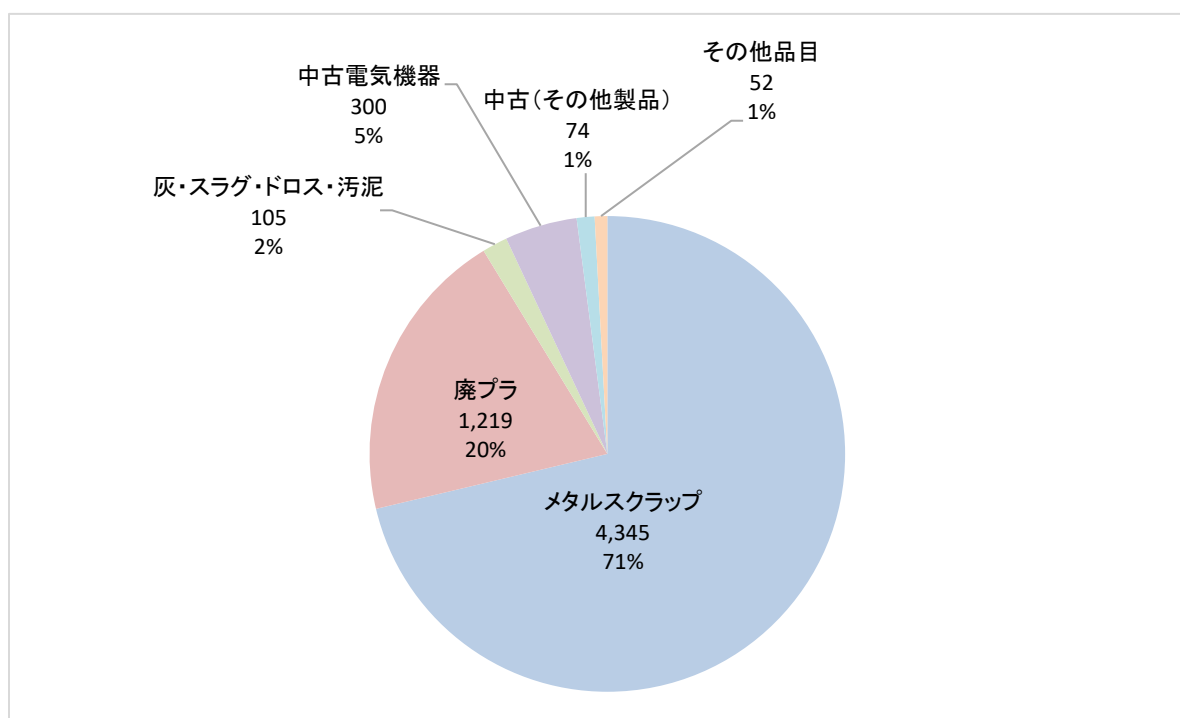


図 2-2 相談実施件数の品目別割合

2. 輸出入別相談件数

輸出・輸入案件別の相談実施件数を表 2-2 に示す。

輸出相談実施件数 5,857 件に対し、輸入案件は 238 件であった。

表 2-2 輸出入別相談実施件数

	メタルスクラップ	ゴムスクラップ	廃プラ	灰・スラ グ・ドロ ス・汚泥	廃触媒	中古電 気機器	中古(その 他製品)	その他	合計
輸出	4,214	21	1,211	12	2	300	73	24	5,857
輸入	131	0	8	93	5	0	1	0	238
合計	4,345	21	1,219	105	7	300	74	24	6,095

(実施件数)

注) 中古遊技機については、相談実施件数がゼロのため表中から除外した（以下、同様）。

3. 輸出相手国・輸入相手国別相談実施件数

(1) 輸出相手国別相談実施件数

輸出相談案件について、輸出相手国別に相談実施件数を整理したものを図 2-3 及び表 2-3 に示す。割合では、中国・香港 25%、韓国 23%、ベトナム 12%、タイ 10%、台湾 9%、マレーシア 7%であり、以上の 6 か国で 86%を占めている。

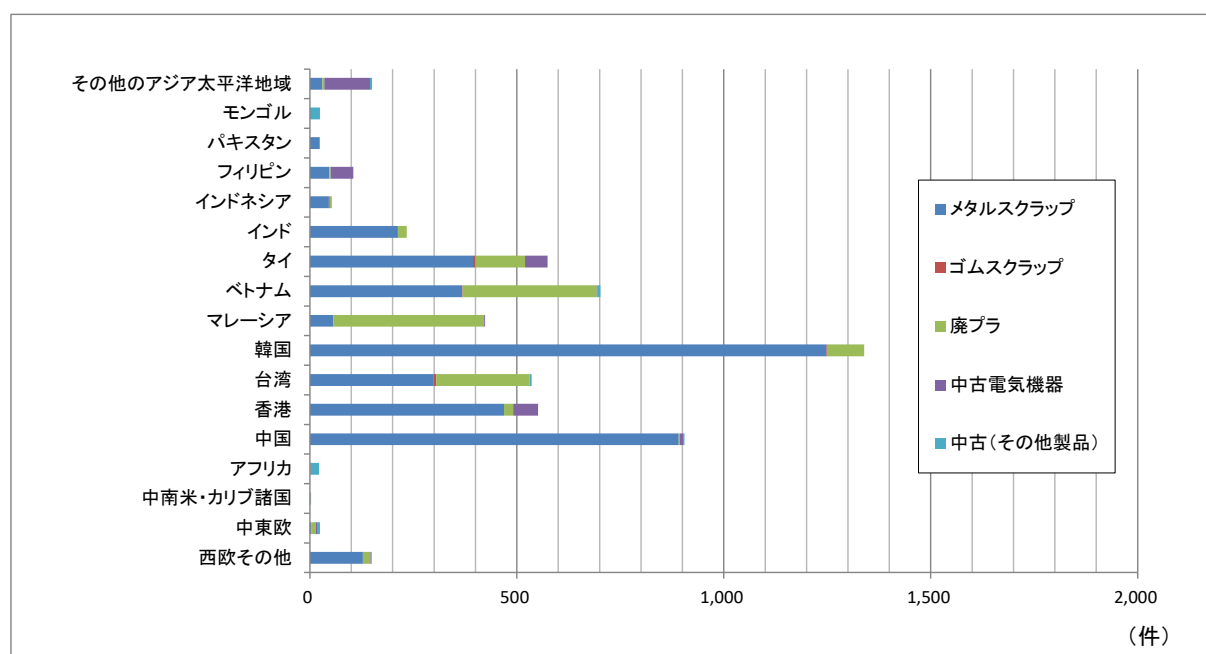


図 2-3 輸出相手国別相談実施件数（主要 5 品目を対象）

表 2-3 輸出相手国別相談実施件数

(実施件数)

輸出相手国	メタルスクラップ	ゴムスクラップ	廃プラ	灰・スラグ・ドross・汚泥	廃触媒	中古電気機器	中古(その他製品)	その他	合計
中国	891	0	3	0	0	9	2	12	917 (15.7%)
香港	469	0	22	0	0	60	0	0	551 (9.4%)
台湾	299	6	226	7	0	0	5	1	544 (9.3%)
韓国	1,248	3	88	0	0	0	0	6	1,345 (23.0%)
マレーシア	56	1	364	0	0	2	0	0	423 (7.2%)
ベトナム	368	1	324	0	1	2	7	0	703 (12.0%)
タイ	394	6	120	3	1	54	1	1	580 (9.9%)
インド	211	2	21	1	0	0	0	1	236 (4.0%)
インドネシア	46	2	5	0	0	0	0	0	53 (0.9%)
カンボジア	14	0	0	0	0	104	1	0	119 (2.0%)
シンガポール	6	0	2	0	0	1	0	0	9 (0.2%)
フィリピン	47	0	3	0	0	55	0	0	105 (1.8%)
パキスタン	22	0	0	0	0	0	2	0	24 (0.4%)
バングラディシュ	6	0	0	0	0	0	0	0	6 (0.1%)
ミャンマー	0	0	1	0	0	3	0	0	4 (0.1%)
モンゴル	0	0	0	0	0	0	24	0	24 (0.4%)
ラオス	0	0	1	0	0	0	0	3	4 (0.1%)
アラブ首長国連邦	4	0	0	0	0	2	1	0	7 (0.1%)
サウジアラビア	0	0	1	0	0	0	0	0	1 (0.0%)
フィジー	0	0	0	0	0	0	3	0	3 (0.1%)
英国	30	0	0	0	0	0	0	0	30 (0.5%)
オランダ	3	0	0	0	0	2	0	0	5 (0.1%)
スペイン	4	0	14	0	0	0	0	0	18 (0.3%)
ドイツ	29	0	0	0	0	0	0	0	29 (0.5%)
フランス	3	0	0	0	0	0	0	0	3 (0.1%)
ベルギー	1	0	0	0	0	0	0	0	1 (0.0%)
ルクセンブルク	0	0	0	1	0	0	0	0	1 (0.0%)
米国	58	0	4	0	0	1	0	0	63 (1.1%)
エストニア	2	0	0	0	0	0	0	0	2 (0.0%)
ジョージア	0	0	0	0	0	0	4	0	4 (0.1%)
チェコ	2	0	0	0	0	0	0	0	2 (0.0%)
ブルガリア	0	0	0	0	0	1	0	0	1 (0.0%)
ロシア	0	0	10	0	0	0	3	0	13 (0.2%)
チリ	0	0	0	0	0	2	0	0	2 (0.0%)
ブラジル	1	0	0	0	0	0	0	0	1 (0.0%)
ペルー	0	0	0	0	0	1	0	0	1 (0.0%)
メキシコ	0	0	1	0	0	0	0	0	1 (0.0%)
ケニア	0	0	0	0	0	0	10	0	10 (0.2%)
ジンバブエ	0	0	0	0	0	1	0	0	1 (0.0%)
南アフリカ共和国	0	0	1	0	0	0	0	0	1 (0.0%)
モーリシャス	0	0	0	0	0	0	10	0	10 (0.2%)
合計	4,214	21	1,211	12	2	300	73	24	5,857 (100.0%)

(2) 輸入相手国別相談実施件数

輸入相談案件については、表 2-4 に示すとおりである。

表 2-4 輸入相手国別相談実施件数

(実施件数)

輸入相手国	メタルスクラップ	ゴムスクラップ	廃プラ	灰・スラグ・ドross・汚泥	廃触媒	中古(その他製品)	合計
中国	15	0	1	0	0	0	16 (6.7%)
香港	3	0	0	0	1	0	4 (1.7%)
台湾	9	0	1	1	0	1	12 (5.0%)
韓国	7	0	0	0	3	0	10 (4.2%)
マレーシア	5	0	0	0	0	0	5 (2.1%)
ベトナム	1	0	2	1	0	0	4 (1.7%)
タイ	21	0	1	3	0	0	25 (10.5%)
インド	5	0	0	0	0	0	5 (2.1%)
インドネシア	0	0	2	0	0	0	2 (0.8%)
シンガポール	4	0	0	0	0	0	4 (1.7%)
フィリピン	13	0	0	0	0	0	13 (5.5%)
アラブ首長国連邦	1	0	0	0	0	0	1 (0.4%)
サウジアラビア	4	0	0	0	0	0	4 (1.7%)
オーストラリア	3	0	0	57	0	0	60 (25.2%)
ニュージーランド	0	0	0	3	0	0	3 (1.3%)
イタリア	1	0	0	0	0	0	1 (0.4%)
オランダ	5	0	0	0	1	0	6 (2.5%)
ギリシャ	3	0	0	0	0	0	3 (1.3%)
ドイツ	3	0	0	1	0	0	4 (1.7%)
フィンランド	2	0	0	0	0	0	2 (0.8%)
ベルギー	1	0	0	0	0	0	1 (0.4%)
米国	18	0	1	20	0	0	39 (16.4%)
カナダ	1	0	0	7	0	0	8 (3.4%)
エストニア	1	0	0	0	0	0	1 (0.4%)
ハイチ	1	0	0	0	0	0	1 (0.4%)
ベネズエラ	1	0	0	0	0	0	1 (0.4%)
メキシコ	3	0	0	0	0	0	3 (1.3%)
合計	131	0	8	93	5	1	238 (100.0%)

4. 相談者の業種別相談実施件数

相談者の業種について整理したものを表 2-5 に示す。輸出者による相談が全体の 66.7%と最も多くなっている。

表 2-5 相談者の業種別相談実施件数

(実施件数)											
	業種	メタル スクラップ	ゴム スクラップ	廃プラ	灰・スラ グ・ ドロス・汚 泥	廃触媒	中古 電気機器	中古(その 他製品)	その他	合計	
輸出	通関業者	540	0	31	0	0	33	1	0	605	9.9%
	輸出者	3,212	21	618	12	2	107	72	21	4,065	66.7%
	輸出代行	462	0	562	0	0	160	0	3	1,187	19.5%
	合計	4,214	21	1,211	12	2	300	73	24	5,857	96.1%
輸入	通関業者	21	0	1	86	2	0	1	0	111	1.8%
	輸入者	91	0	7	7	3	0	0	0	108	1.8%
	輸入代行	19	0	0	0	0	0	0	0	19	0.3%
	合計	131	0	8	93	5	0	1	0	238	3.9%
輸出入 合計	通関業者	561	0	32	86	2	33	2	0	716	11.7%
	輸出入者	3,303	21	625	19	5	107	72	21	4,173	68.5%
	輸出入代行	481	0	562	0	0	160	0	3	1,206	19.8%
	合計	4,345	21	1,219	105	7	300	74	24	6,095	100.0%

5. スクラップ等の輸出入事前相談結果概況

相談実績をベースに、貨物種類別の輸出入の現状について件数及び取引量の整理を行った(表2-6)。

なお、ここでは、取引量の重複集計を避けるため実施件数から貨物内容の種類や量の変更等による再申請案件等を除外した件数を用いた。したがって、ここで表記している相談件数については、前項にて示した数値とは異なっている。

■集計期間：令和4年4月1日より令和5年3月24日

■その他：件数は、事前相談件数（再申請案件等を除外）

取引量は、事前相談書類として添付されるインボイスに記載されている取引量（NET）

表 2-6 スクラップ等の輸出入に係る相談件数及び取引量

	メタルスクラップ		ゴムスクラップ		廃プラ		灰・スラグ・ドロス・汚泥	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
輸出	4,163	4,395,770	21	481	1,192	33,131	12	353
輸入	131	5,715	0	0	8	108	93	3,233

	廃触媒		中古電気機器		中古(その他製品)		その他	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
輸出	2	580	299	2,414	73	1,881	24	568
輸入	5	74	0	0	1	18	0	0

	合計	
	件数	取引量(t)
輸出	5,786	4,435,178.3
輸入	238	9,149.1

また、貨物別輸出相手国別・月別の相談実績（件数・取引量）を表 2-7～2-15、図 2-4～2-29 に示す。

(1) メタルスクラップの輸出事前相談結果概況

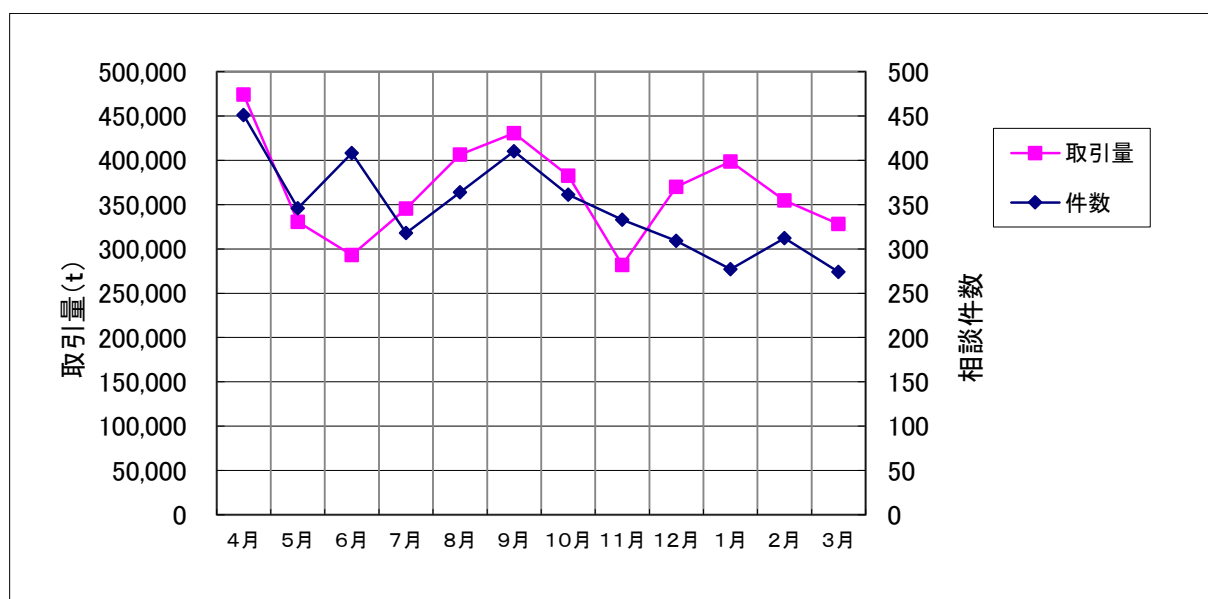


図 2-4 メタルスクラップの輸出に係る相談件数及び取引量の推移

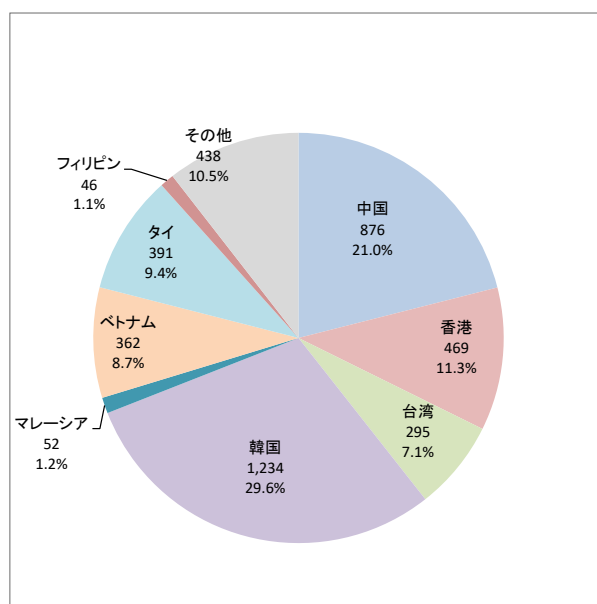


図 2-5 輸出相手国別相談件数（メタルスクラップ）

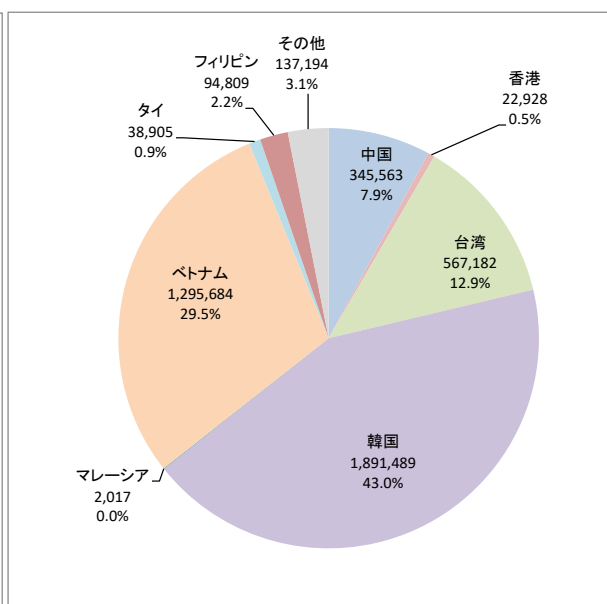


図 2-6 輸出相手国別取引量(t)（メタルスクラップ）

表 2-7 メタルスクラップの輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	90	21,884	69	16,298	118	43,884	71	55,415	82	32,711	77	33,733	87	33,909	78	28,499	56	29,557	37	15,344	51	13,155	60	21,174	876	345,563
香港	40	1,978	32	1,521	41	2,345	37	2,022	33	1,624	73	3,014	42	2,068	43	2,078	37	2,012	29	1,341	36	1,782	26	1,142	469	22,928
台湾	28	46,494	19	25,763	25	35,323	20	37,718	31	75,056	18	40,770	20	30,193	28	50,679	25	46,997	19	38,364	35	81,107	27	58,718	295	567,182
韓国	155	225,877	112	136,899	114	151,602	95	127,695	83	101,061	117	212,831	117	187,742	88	128,445	98	163,682	100	189,849	92	149,569	63	116,236	1,234	1,891,489
マレーシア	3	137	9	260	5	295	2	25	3	105	2	63	2	63	4	160	6	179	4	83	7	538	5	109	52	2,017
ベトナム	39	166,361	32	135,256	19	46,479	24	85,017	53	152,763	52	127,476	27	76,775	12	40,354	18	104,065	29	139,093	24	102,545	33	119,499	362	1,295,684
タイ	52	5,095	30	3,257	53	6,715	34	4,360	29	3,118	28	2,470	31	2,888	33	2,519	27	2,527	19	1,228	28	2,336	27	2,393	391	38,905
インド	24	1,093	26	1,063	20	1,051	11	636	21	974	21	7,989	10	643	15	878	19	1,766	13	546	18	1,860	11	835	209	19,333
インドネシア	1	130	2	5,580	2	580	3	5,600	2	280	5	1,790	5	1,240	14	5,915	7	7,328	4	1,150	0	0	0	0	45	29,593
カンボジア	0	0	0	0	0	0	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	812	3	624	6	921	14	2,407	
シンガポール	0	0	1	26	0	0	1	22	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	33	1	32	6	134	
フィリピン	4	4,578	2	4,311	3	4,761	3	10,811	2	5,011	3	156	6	15,197	7	21,697	5	11,425	4	10,310	2	191	5	6,360	46	94,809
パキスタン	2	158	1	29	1	26	3	133	3	294	2	78	0	0	1	216	1	65	1	21	5	515	2	260	22	1,795
バングラディシュ	0	0	0	0	0	0	1	15,750	3	33,200	0	0	2	31,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	80,450
アラブ首長国連邦	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	1	103	1	56	0	0	0	0	0	0	4	212
英国	5	72	5	97	1	61	5	68	4	71	3	45	2	45	1	19	2	25	1	30	0	0	1	13	30	546
オランダ	0	0	1	10	0	0	1	19	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	46
スペイン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	140	0	0	1	140	0	0	1	180	1	206	4	666
ドイツ	1	61	2	5	2	20	3	74	8	185	4	60	1	24	2	20	2	29	1	77	1	2	2	25	29	583
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15	1	19	0	0	0	0	1	18	0	0	3	52
ベルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24	0	0	1	24	
米国	6	124	3	52	3	41	3	60	4	47	5	131	5	84	5	153	2	33	12	183	5	142	4	109	57	1,160
エストニア	0	0	0	0	1	11	0	0	1	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	46
チェコ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15	0	0	1	53	0	0	0	0	0	0	2	68
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	80	0	0	0	0	0	0	1	80
合計	451	474,067	346	330,428	408	293,194	318	345,476	364	406,573	410	430,606	361	382,570	333	281,754	309	370,019	277	398,429	312	354,622	274	328,032	4,163	4,395,770

(2) ゴムスクラップの輸出事前相談結果概況

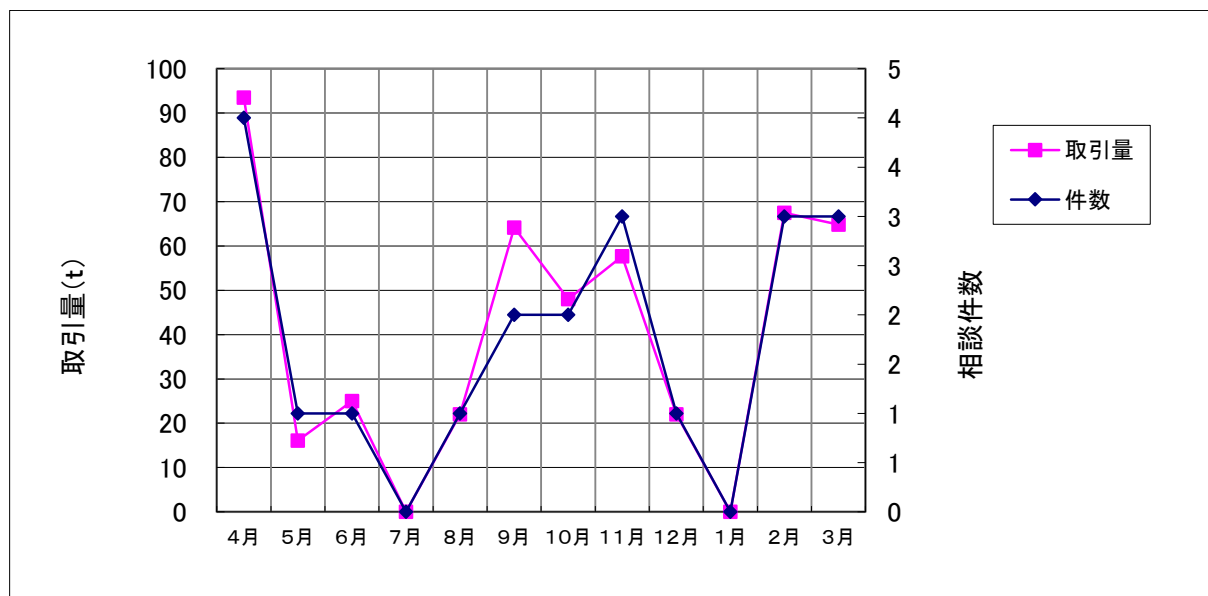


図 2-7 ゴムスクラップの輸出に係る相談件数及び取引量の推移

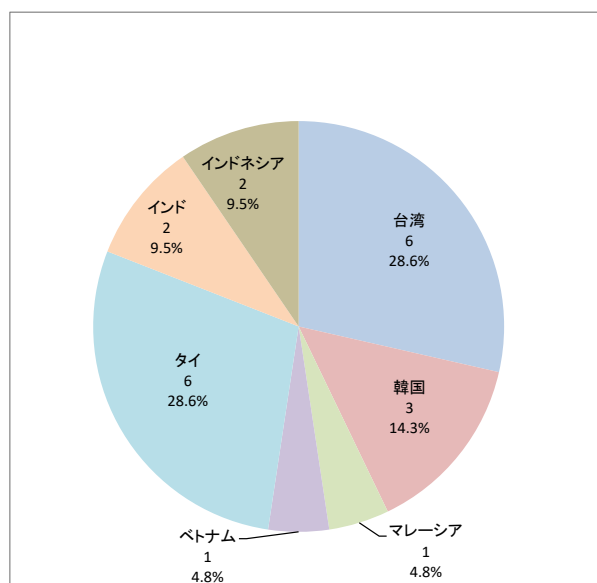


図 2-8 輸出相手国別相談件数（ゴムスクラップ）

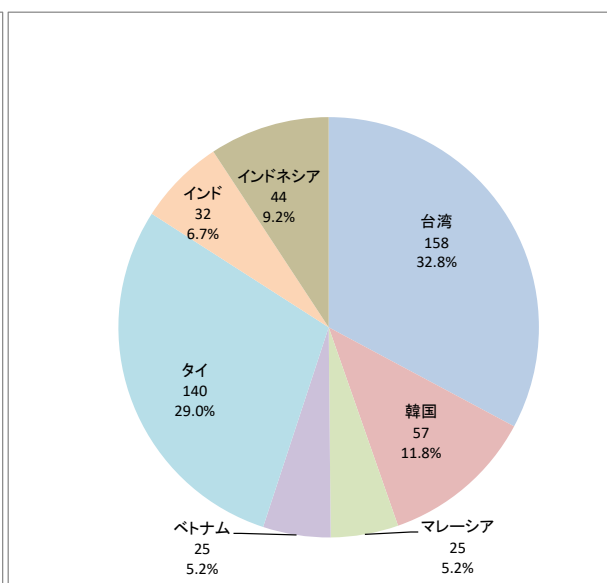


図 2-9 輸出相手国別取引量(t)（ゴムスクラップ）

表 2-8 ゴムスクラップの輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
台湾	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	1	42	0	0	1	21	1	22	0	0	1	21	1	30	6	158
韓国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	35	3	57
マレーシア	0	0	0	0	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25
ベトナム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	0	0	1	25
タイ	4	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	6	140
インド	0	0	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	2	32
インドネシア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23	0	0	0	0	0	0	1	21	0	0	2	44
合計	4	93	1	16	1	25	0	0	1	22	2	64	2	48	3	58	1	22	0	0	3	67	3	65	21	481

(3) 廃プラの輸出事前相談結果概況

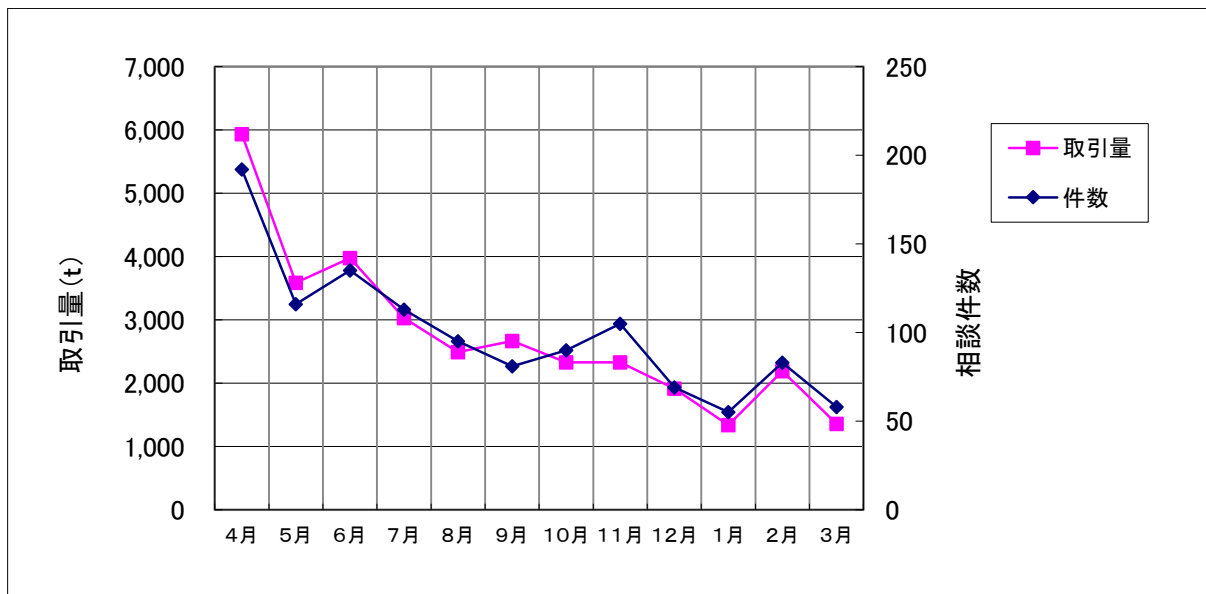


図 2-10 廃プラの輸出に係る相談件数及び取引量の推移

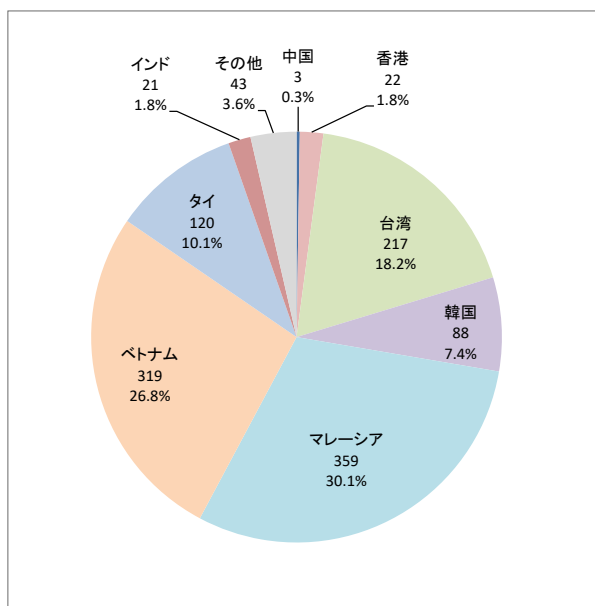


図 2-11 輸出相手国別相談件数（廃プラ）

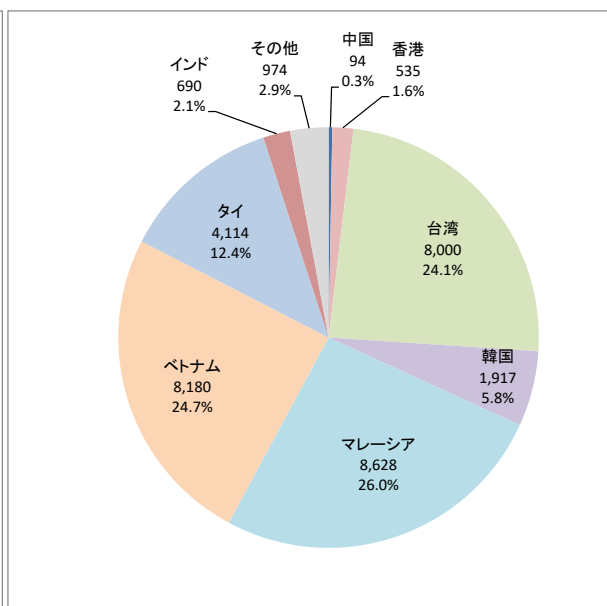


図 2-12 輸出相手国別取引量(t)（廃プラ）

表 2-9 廃プラの輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	1	26	0	0	0	0	0	0	1	18	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	94
香港	5	137	2	30	1	17	3	91	3	72	0	0	1	10	1	24	2	64	0	0	3	80	1	11	22	535
台湾	29	1,501	20	841	18	849	19	517	16	588	15	562	21	687	14	415	21	643	12	333	19	574	13	491	217	8,000
韓国	20	497	11	241	11	208	8	120	7	159	3	60	1	24	6	147	5	119	5	121	7	168	4	54	88	1,917
マレーシア	57	1,389	29	837	42	1,111	32	738	28	609	25	744	22	506	37	750	21	443	20	471	27	650	19	378	359	8,628
ベトナム	56	1,552	39	1,157	44	1,146	30	849	25	519	22	843	30	662	24	367	11	375	10	179	19	400	9	132	319	8,180
タイ	21	770	8	279	11	486	16	530	8	377	7	194	8	268	17	481	6	201	6	177	5	230	7	122	120	4,114
インド	1	20	0	0	2	40	3	158	2	53	4	157	2	78	3	105	0	0	2	53	1	23	1	3	21	690
インドネシア	0	0	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	1	22	1	8	0	0	0	0	1	25	5	98
シンガポール	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24	0	0	0	0	0	0	1	24	0	0	0	0	0	0	2	48
フィリピン	0	0	1	58	1	6	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	66
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	75	1	75
ラオス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	36	0	0	0	0	0	0	1	36
サウジアラビア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	48	0	0	1	48
スペイン	2	40	2	44	4	87	1	26	3	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18	1	26	14	290	
米国	0	0	2	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	1	38	4	102
ロシア	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24	4	58	4	67	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	10	158
メキシコ	0	0	0	0	1	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	26
南アフリカ共和国	0	0	1	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	26
合計	192	5,933	116	3,584	135	3,975	113	3,030	95	2,492	81	2,668	90	2,326	105	2,329	69	1,913	55	1,335	83	2,190	58	1,355	1,192	33,131

参考：PET スクラップの輸出事前相談結果概況

事前相談記録をベースに、令和4年度におけるPET スクラップの輸出概況を整理した。

・集計期間：令和4年4月1日より令和5年3月24日

1. 対象期間内におけるPET スクラップの輸出概況

廃プラスチックの輸出に係る事前相談件数(1,211件)のうち、PETの件数291件となっておりその内訳は、ボトル粉碎品79件、その他のPETスクラップ212件であった。

取引量でみると、ボトル粉碎品が3,449t、その他が5,562tとなっている（表2-10）。また、PETスクラップの月別取引量を図2-13に示す。

2. PET スクラップの輸出先国

PETスクラップの輸出先国は、表2-10に示す9カ国であり、取引量でみると、台湾、マレーシア、ベトナム、韓国の4カ国で94.6%となっている。

ボトル粉碎品の取引量について輸出先国をみると、台湾、マレーシア、ベトナム、韓国、インドネシアの順となっている。（図2-14）

表2-10 PETスクラップ輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	ボトル粉碎品		その他のPETスクラップ [*]		合計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数*	取引量(t)
中国	0	0	1	50	1	50
香港	0	0	2	49	2	49
台湾	49	2,629	14	506	63	3,135
韓国	2	32	58	1,128	60	1,160
インドネシア	1	25	3	55	4	80
タイ	0	0	12	283	12	283
ベトナム	17	361	53	1,131	70	1,492
マレーシア	10	402	68	2,335	78	2,737
メキシコ	0	0	1	26	1	26
合計	79	3,449	212	5,562	291	9,011

*形態の異なる貨物を同時に輸出する事案があるため重複集計となる。

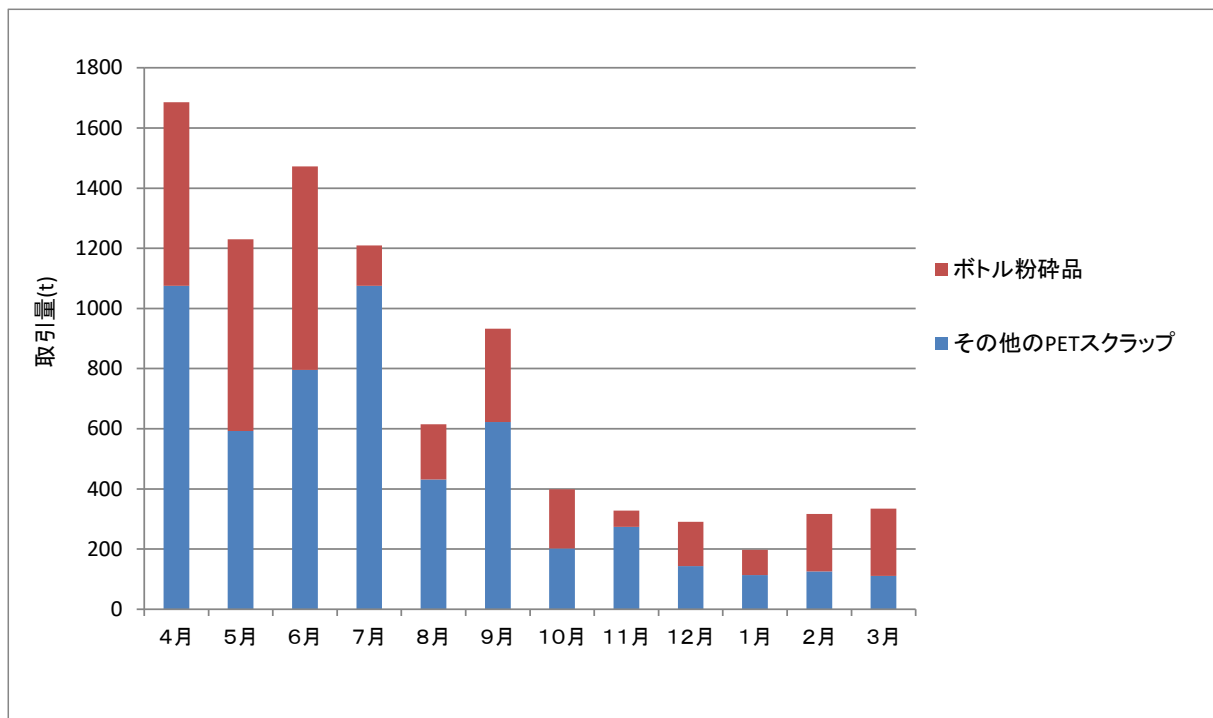


図 2-13 PET スクラップ輸出に係る月別取引量 (t)

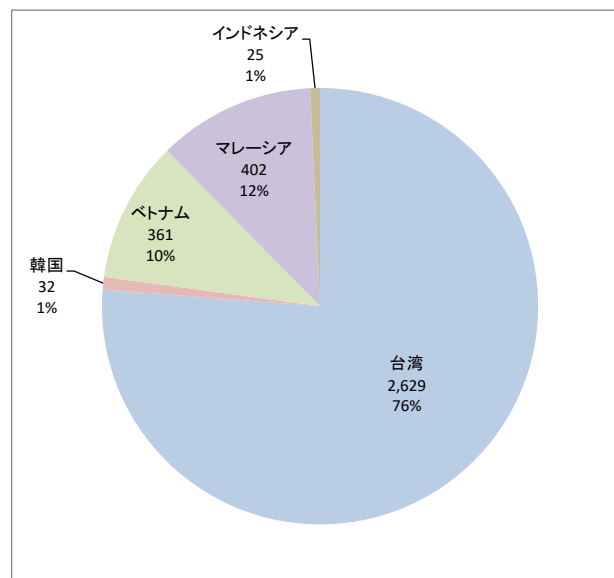


図 2-14 PET ボトル粉碎品の輸出相手国別取引量 (t)

(4) 灰・スラグ・ドロス・汚泥の輸出事前相談結果概況

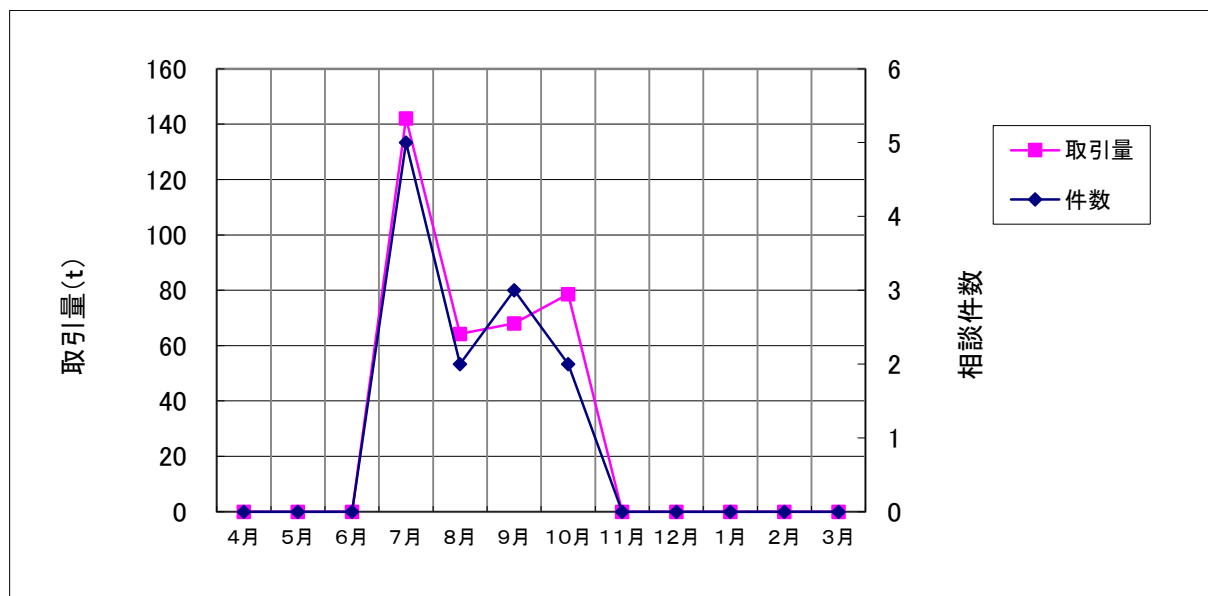


図 2-15 灰・スラグ・ドロス・汚泥の輸出に係る相談件数及び取引量の推移

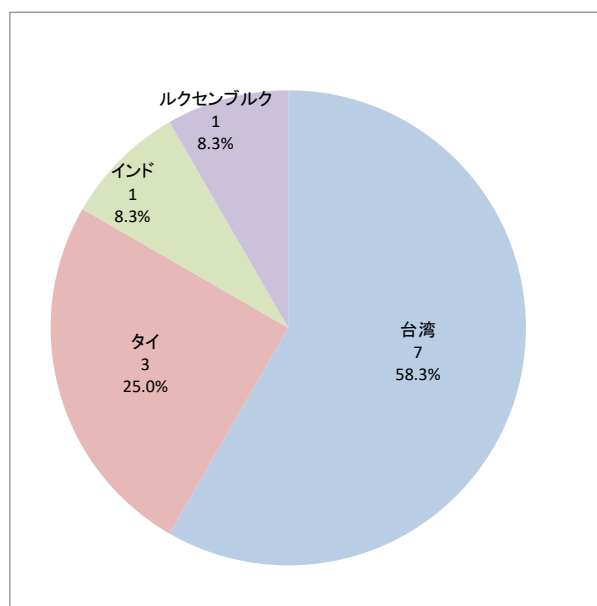


図 2-16 輸出相手国別相談件数（灰・スラグ・ドロス・汚泥）

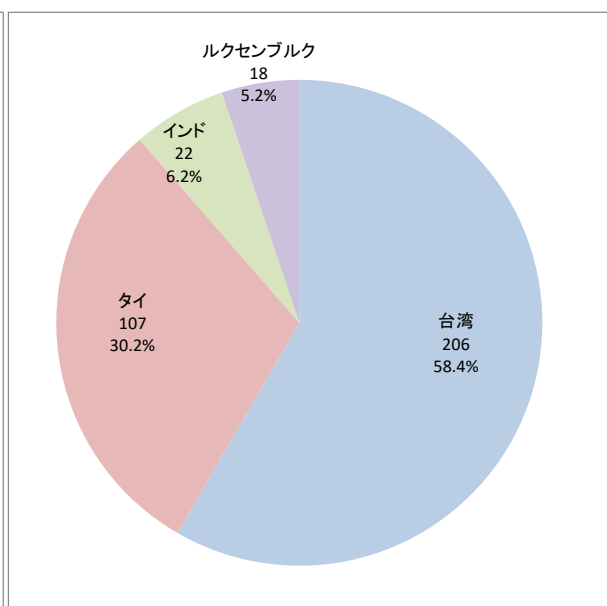


図 2-17 輸出相手国別取引量(t)（灰・スラグ・ドロス・汚泥）

表 2-11 灰・スラグ・ドロス・汚泥の輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
台湾	0	0	0	0	0	0	3	89	1	30	2	46	1	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	206
タイ	0	0	0	0	0	0	1	35	1	34	0	0	1	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	107
インド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22
ルクセンブルク	0	0	0	0	0	0	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18
合計	0	0	0	0	0	0	5	142	2	64	3	68	2	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	353

(5) 廃触媒の輸出事前相談結果概況

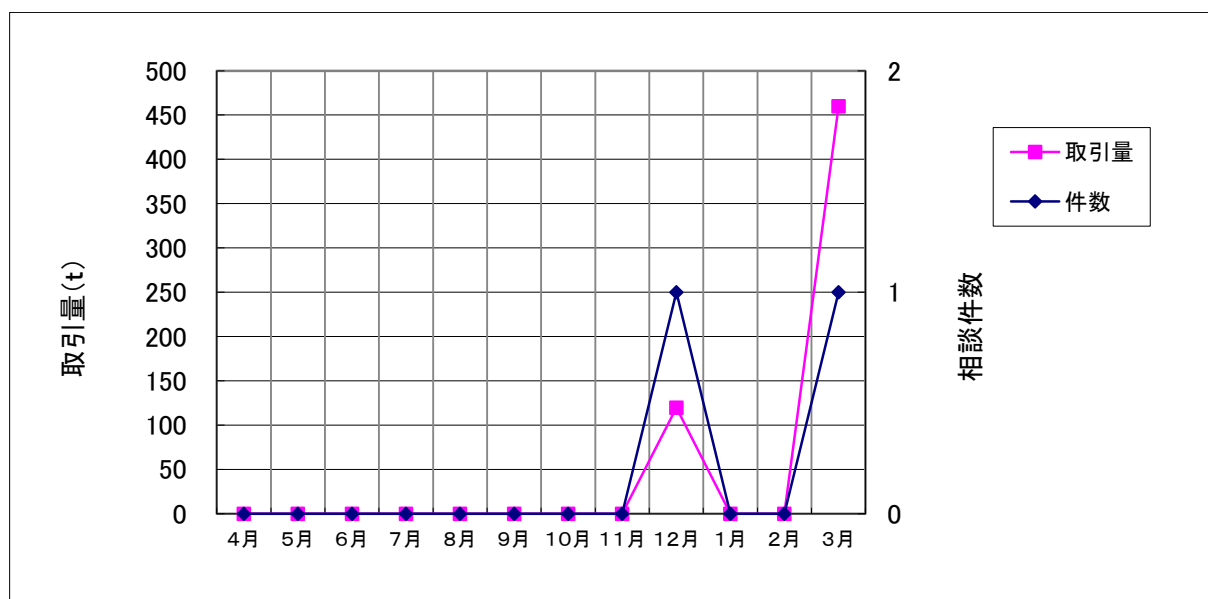


図 2-18 廃触媒の輸出に係る相談件数及び取引量の推移

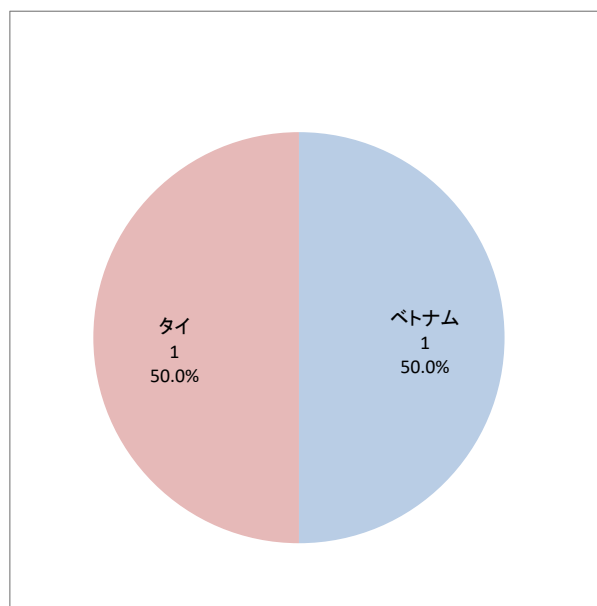


図 2-19 輸出相手国別相談件数（廃触媒）

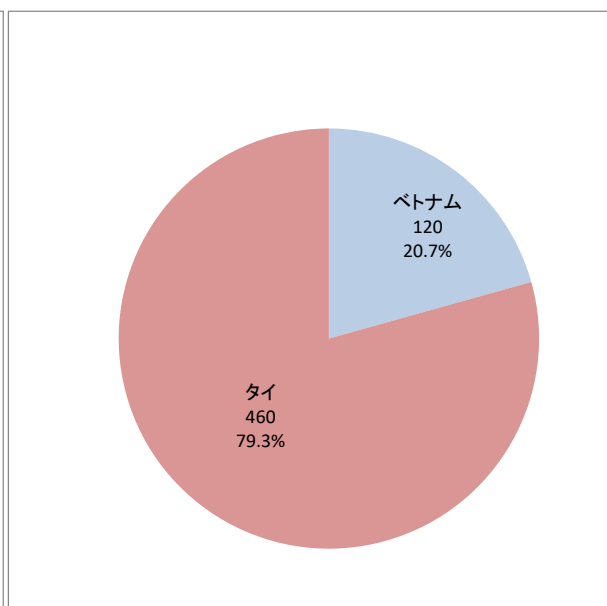


図 2-20 輸出相手国別取引量(t)（廃触媒）

表 2-12 廃触媒の輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
ベトナム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	120	0	0	0	0	0	0	1	120
タイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	460	1	460
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	120	0	0	0	0	1	460	2	580

(6) 中古電気機器の輸出事前相談結果概況

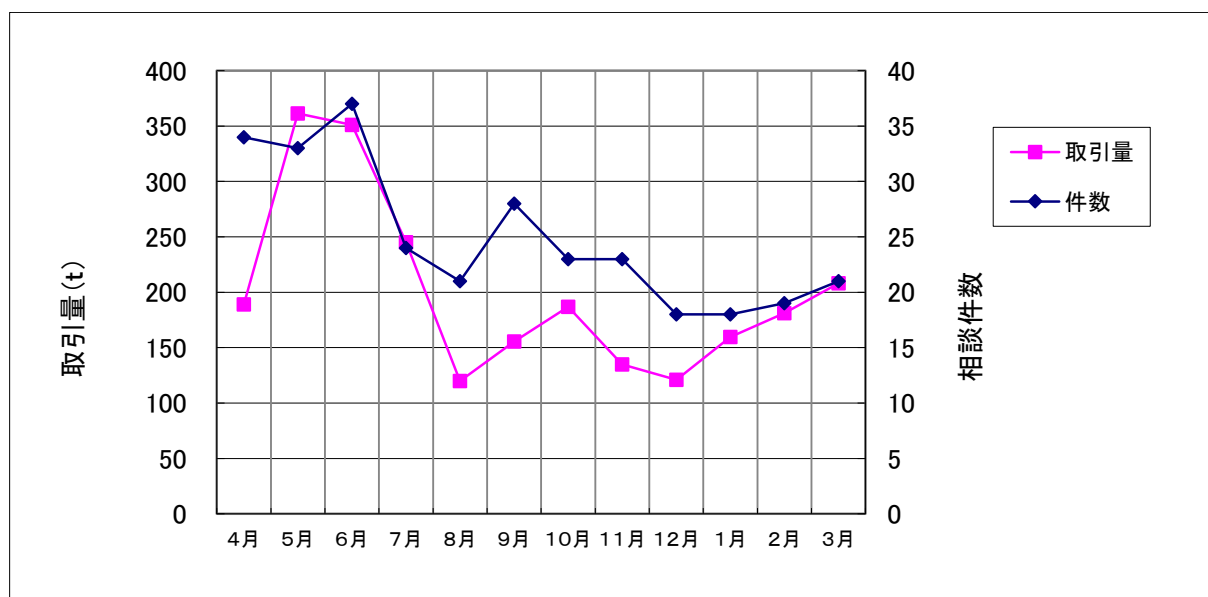


図 2-21 中古電気機器の輸出に係る相談件数及び取引量の推移

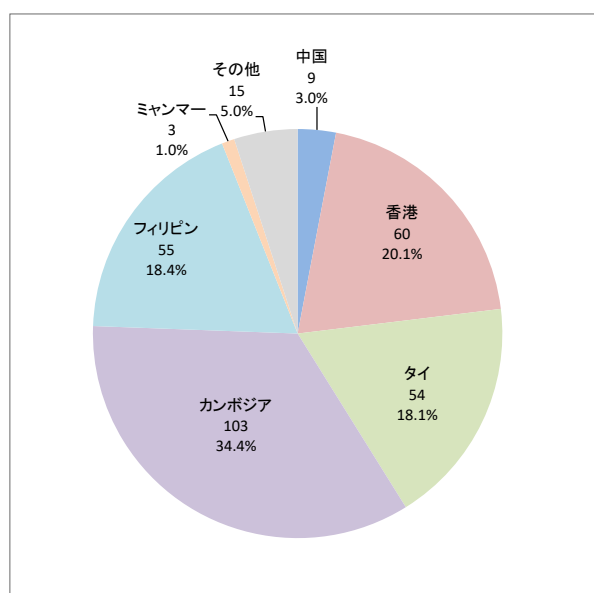


図 2-22 輸出相手国別相談件数 (中古電気機器)

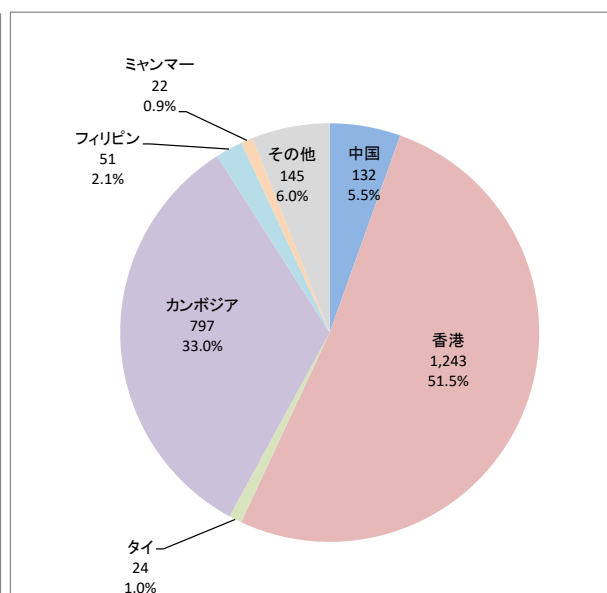


図 2-23 輸出相手国別取引量(t) (中古電気機器)

表 2-13 中古電気機器の輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	1	16	1	13	0	0	1	12	0	0	0	0	1	15	1	16	0	0	1	15	2	30	1	15	9	132
香港	3	48	6	140	11	224	7	140	3	52	5	75	4	86	4	79	2	68	5	117	4	76	6	137	60	1,243
マレーシア	0	0	1	17	0	0	0	0	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	34
ベトナム	1	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8
タイ	8	4	5	1	8	3	3	1	6	4	4	2	4	3	4	3	3	1	4	2	3	0	2	0	54	24
カンボジア	9	89	13	128	13	109	10	90	8	45	9	61	10	75	6	30	6	40	4	16	8	63	7	51	103	797
シンガポール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
フィリピン	10	26	3	2	4	6	3	2	3	2	8	5	3	2	7	3	6	1	3	2	1	0	4	1	55	51
ミャンマー	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	22
アラブ首長国連邦	0	0	1	26	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	34
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	1	4	2	9
米国	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
ブルガリア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	0	0	0	0	0	0	1	11
チリ	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	0	0	2	20
ペルー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	1	7
ジンバブエ	0	0	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17
合計	34	189	33	361	37	351	24	245	21	120	28	156	23	187	23	135	18	121	18	160	19	181	21	208	299	2,414

(7) 中古（その他製品）の輸出事前相談結果概況

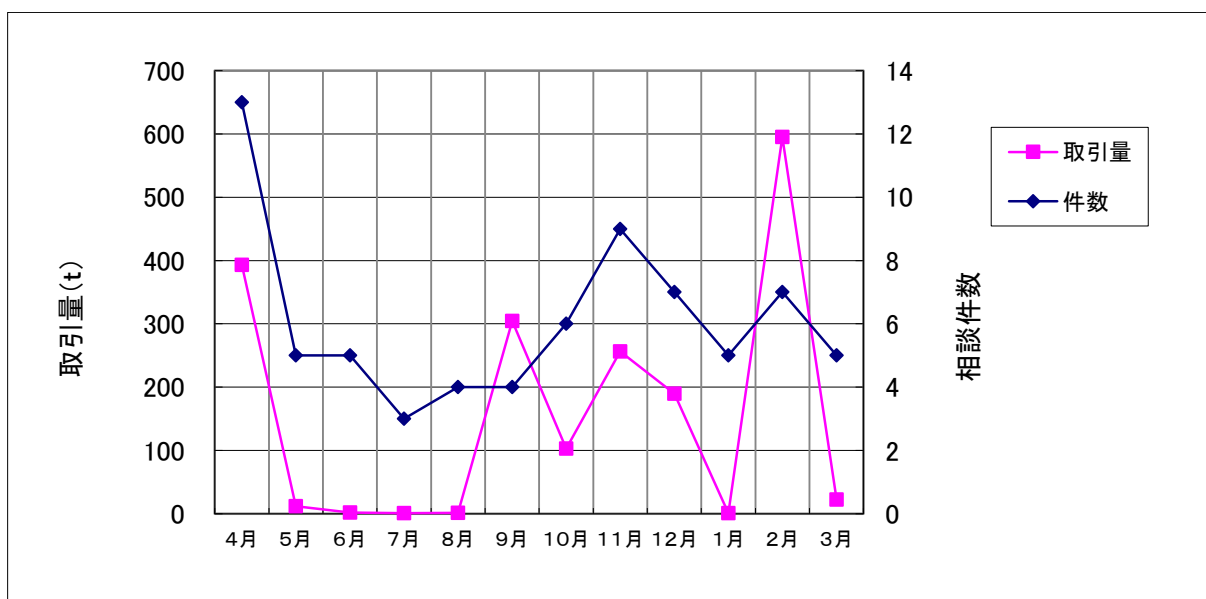


図 2-24 中古（その他製品）の輸出に係る相談件数及び取引量の推移

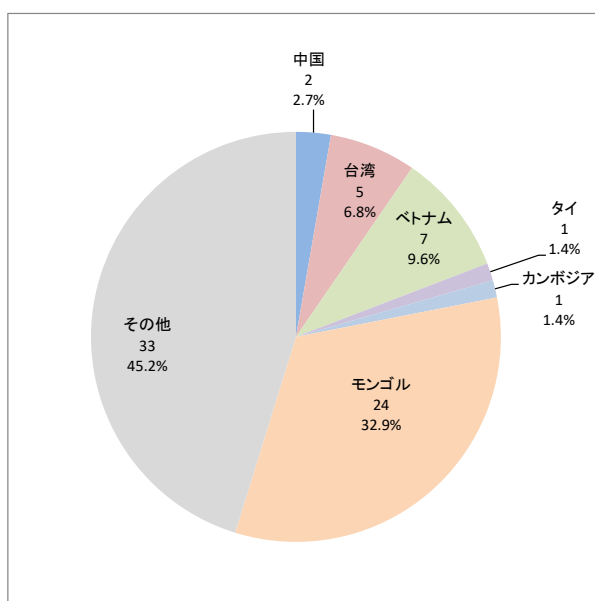


図 2-25 輸出相手国別相談件数（中古（その他製品））

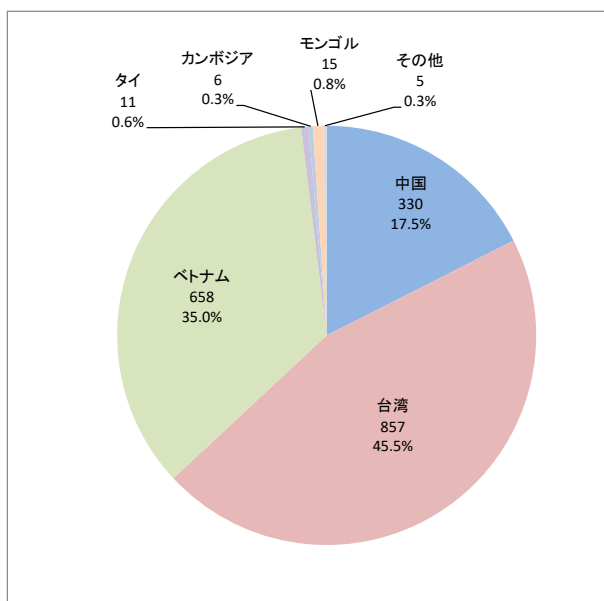


図 2-26 輸出相手国別取引量(t)（中古（その他製品））

表 2-14 中古（その他製品）の輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	1	129	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	201	0	0	0	0	0	0	0	0	2	330
台湾	1	142	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100	0	0	0	0	0	0	2	595	1	20	5	857
ベトナム	2	119	0	0	0	0	0	0	0	0	3	305	0	0	1	52	1	183	0	0	0	0	0	0	7	658
タイ	0	0	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11
カンボジア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	1	6
パキスタン	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0
モンゴル	4	3	2	1	3	2	2	1	2	1	0	0	3	2	3	1	1	1	2	1	0	0	2	2	24	15
アラブ首長国連邦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
フィジー	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	1
ジョージア	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	4	2
ロシア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	3	0
ケニア	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	1	0	1	0	10	1
モーリシャス	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	10	1
合計	13	393	5	12	5	2	3	1	4	1	4	305	6	103	9	256	7	190	5	1	7	595	5	22	73	1,881

備考：2月の台湾の取引量は、覆工板（549t）である。

(8) その他のスクラップ類の輸出事前相談結果概況

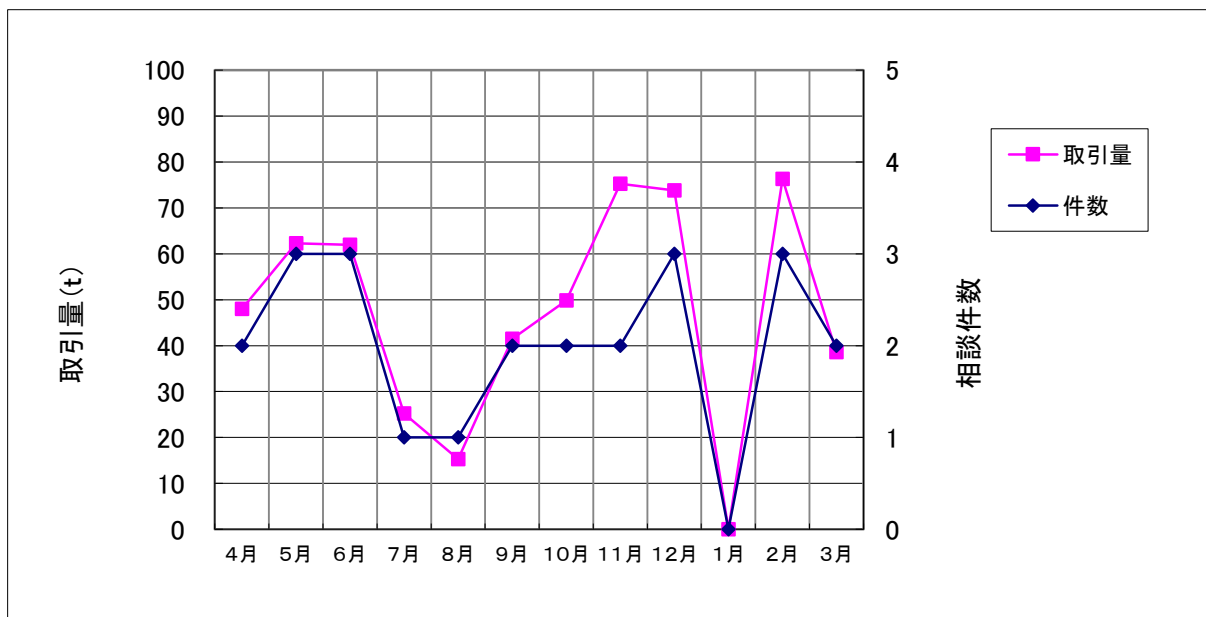


図 2-27 その他のスクラップ類の輸出に係る相談件数及び取引量の推移

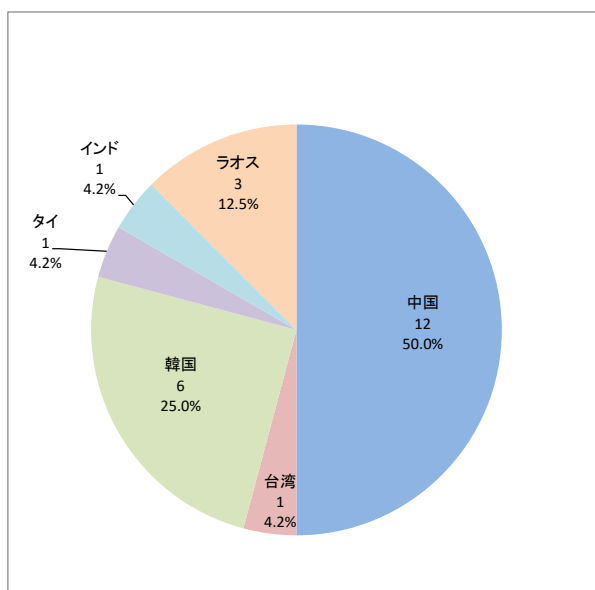


図 2-28 輸出相手国別相談件数（その他のスクラップ類）

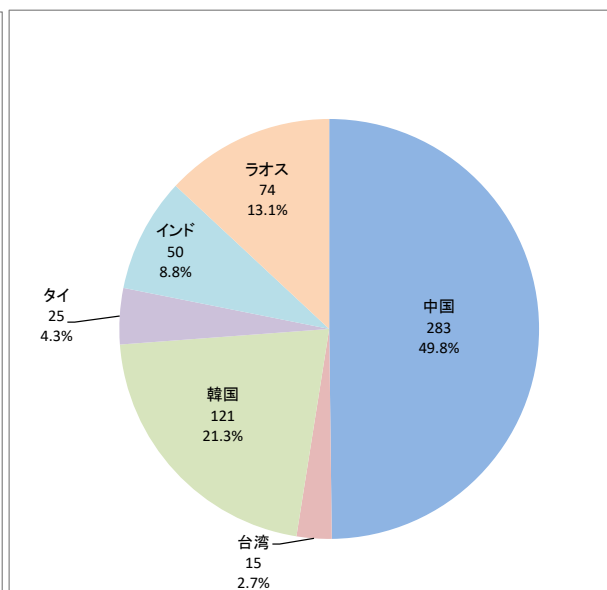


図 2-29 輸出相手国別取引量(t)（その他のスクラップ類）

表 2-15 その他のスクラップ類の輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	2	48	2	48	3	62	1	25	0	0	1	24	2	50	0	0	0	0	0	0	1	26	0	0	12	283
台湾	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15
韓国	0	0	1	14	0	0	0	0	0	0	1	17	0	0	1	25	2	50	0	0	0	0	1	14	6	121
タイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	1	25
インド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50
ラオス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23	0	0	2	51	0	0	3	74
合計	2	48	3	62	3	62	1	25	1	15	2	41	2	50	2	75	3	74	0	0	3	76	2	39	24	568

第3章 再生資源等の輸出入実態に係る情報の整理・解析

本章では、財務省が公表している貿易統計等を用いて、事前相談で提出されたインボイスに記載された取引量について整理した。

また、参考として事前相談件数と輸出取引価格及び国内市況取引価格を整理した。

1. 事前相談実績と財務省貿易統計の整理について

(1) 対象とした品目について

事前相談における相談実績を考慮し、メタルスクラップ、廃プラスチックについて表 3-1 に示す品目を貿易統計より選定した。

なお、メタルスクラップについてはメタル屑を選定した。

対象期間は貿易統計で公表済みである令和4年4月から令和5年1月までの輸出量と、同期間の事前相談実績を整理した。

表 3-1 対象品目

	HSコード	品名
メタルクラップ	7204	鉄鋼のくず
	7404.00-000	銅のくず
	7503.00-000	ニッケルのくず
	7602.00	アルミのくず
	7802.00-000	鉛のくず
	7902.00-000	亜鉛のくず
	8002.00-000	すずのくず
	第81類	その他卑金属のくず
廃プラスチック	3915.10-000	エチレンの重合体のもの
	3915.20-000	スチレンの重合体のもの
	3915.30-000	塩化ビニルの重合体のもの
	3915.90-110,190	ポリ(エチレンテレフタレート)のもの
	3915.90-200	ポリプロピレンの重合体のもの
	3915.90-900	その他のもの

(2) 考察

貿易統計によるメタルスクラップ及び廃プラスチックの輸出量を表 3-2 及び表 3-3 に示す。

貿易統計による 2 品目の輸出量に対する事前相談時のインボイスに記載された取引量の割合（以下、「事前相談比」という。）は、メタルスクラップで 60.9%、廃プラスチックで 6.5% であった。（表 3-4）

表 3-2 財務省貿易統計によるメタルスクラップの輸出状況

	鉄鋼のくず	銅のくず	ニッケルのくず	アルミのくず	鉛のくず	亜鉛のくず	すずのくず	その他卑金属のくず	合計
HSコード	7204	7404.00-000	7503.00-000	7602	7802.00-000	7902.00-000	8002.00-000	第81類	
輸出重量(t)	5,446,779 (5,735,238)	256,832 (300,844)	7,577 (7,204)	364,647 (316,602)	12,194 (3,414)	5,101 (3,352)	60 (5)	7,889 (6,538)	6,101,078 (6,373,198)

集計期間：2022 年 4 月～2023 年 1 月。（ ）は 2021 年 4 月～2022 年 1 月。

表 3-3 財務省貿易統計による廃プラスチックの輸出状況

	プラスチックのくず						合計
	PE	PS	PVC	PET	PP	その他のもの	
HSコード	3915.10-000	3915.20-000	3915.30-000	3915.90-110,190	3915.90-200	3915.90-900	
輸出重量(t)	94,557 (105,900)	96,181 (110,959)	25,655 (34,878)	106,446 (139,668)	57,196 (56,500)	76,248 (90,422)	456,283 (538,328)

集計期間：2022 年 4 月～2023 年 1 月。（ ）は 2021 年 4 月～2022 年 1 月。

表 3-4 貿易統計に対する事前相談実績の状況

	メタルスクラップ		廃プラスチック	
貿易統計(t) (A)	6,101,078	(6,373,198)	456,283	(538,328)
事前相談(t) (B)	3,713,116	(4,680,251)	29,586	(231,282)
事前相談比 (B)/(A)	60.9%	(73.4%)	6.5%	(43.0%)

集計期間：2022 年 4 月～2023 年 1 月。（ ）は 2021 年 4 月～2022 年 1 月。

2. 事前相談件数実績と取引価格の整理

(1) 整理内容

・廃プラスチック

輸出取引価格について、貿易統計における主要な品目の月別輸出総重量と月別取引総金額から月別単純平均単価を求め、月別相談件数と整理した。

・メタルスクラップ

輸出取引価格については、廃プラスチックと同様、貿易統計に依った。また、市況価格について、「メタル・リサイクル・マンスリー（日刊市況通信社）」における主な品目の月別平均取引単価と月別相談件数を整理した。

(2) 考察

・メタルスクラップ（図 3-1）

メタルスクラップの価格は上昇傾向からの反動で年度明けごろより下落する基調となっているが、9月以降は安定をはじめた。

為替相場の変動とともに貿易統計によると輸出量も少し変動をしていたが、各国の利上げが懸念され相場が下落したため、円安が進んだ中でも輸出価格が下落している。

メタル・リサイクル・マンスリーによるとステンレスの市況は、国内製造ラインの低迷の影響を受け、流通の鈍化により価格が引き下げられる動きを見せ、また輸出大手の荷止めに より需給が悪化し値下げとなっている。

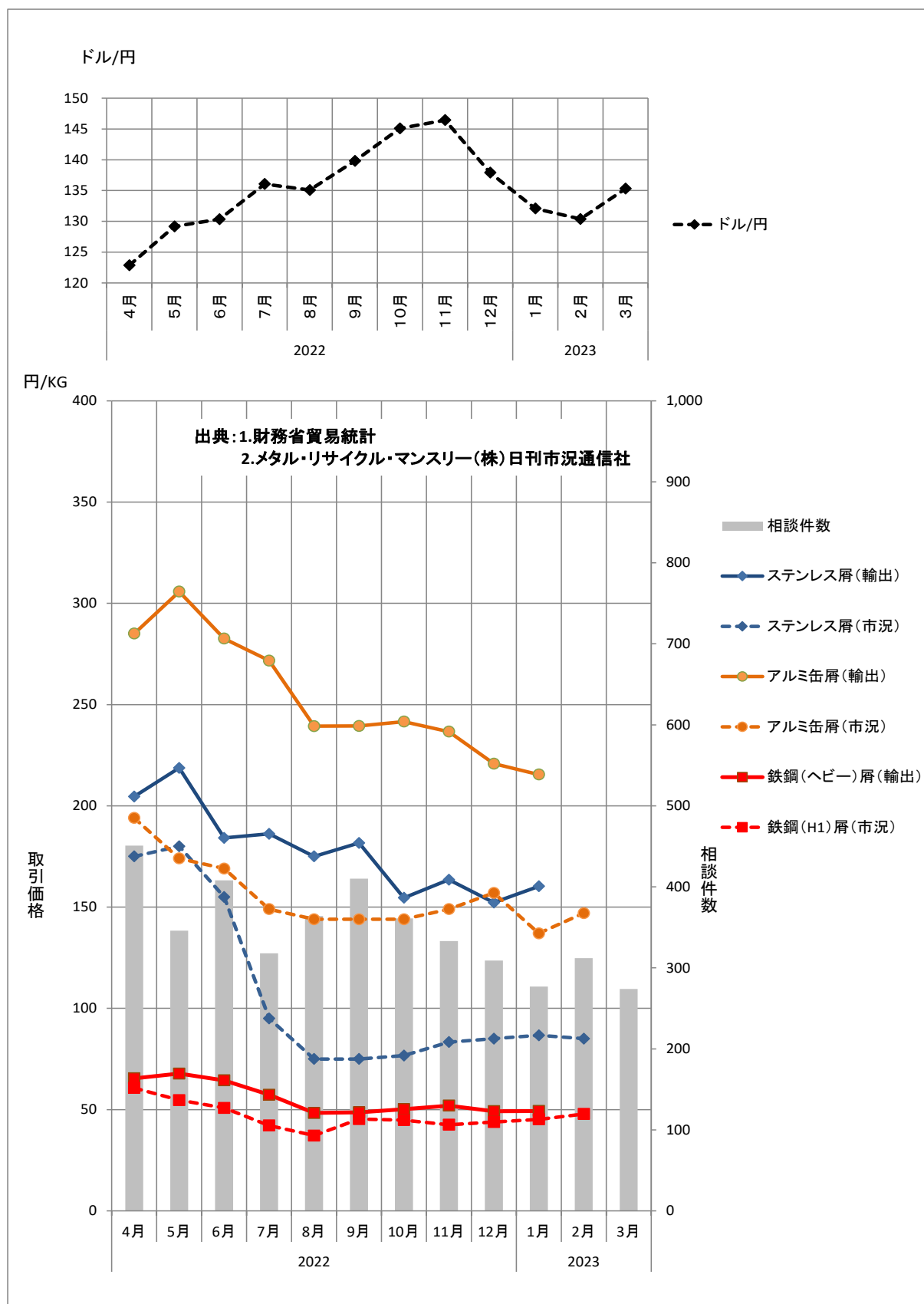
輸出価格の変動と相談件数を比較すると価格の下落に伴い相談件数も減少傾向がみられ関係性がみえる。

・廃プラスチック（図 3-2）

廃プラスチックの価格について PET ボトルの粉碎品の 10 月の上昇や PS の 12 月の下落について貿易統計を確認したところ、輸出量の多い国において急激な金額の変動で取引がされていることがわかった。また、PVC は徐々に減少しているが 2021 年 1 月からバーゼル法の規制対象物となり、輸出先国が限定され当該輸出先国との取引価格の変動が要因である。

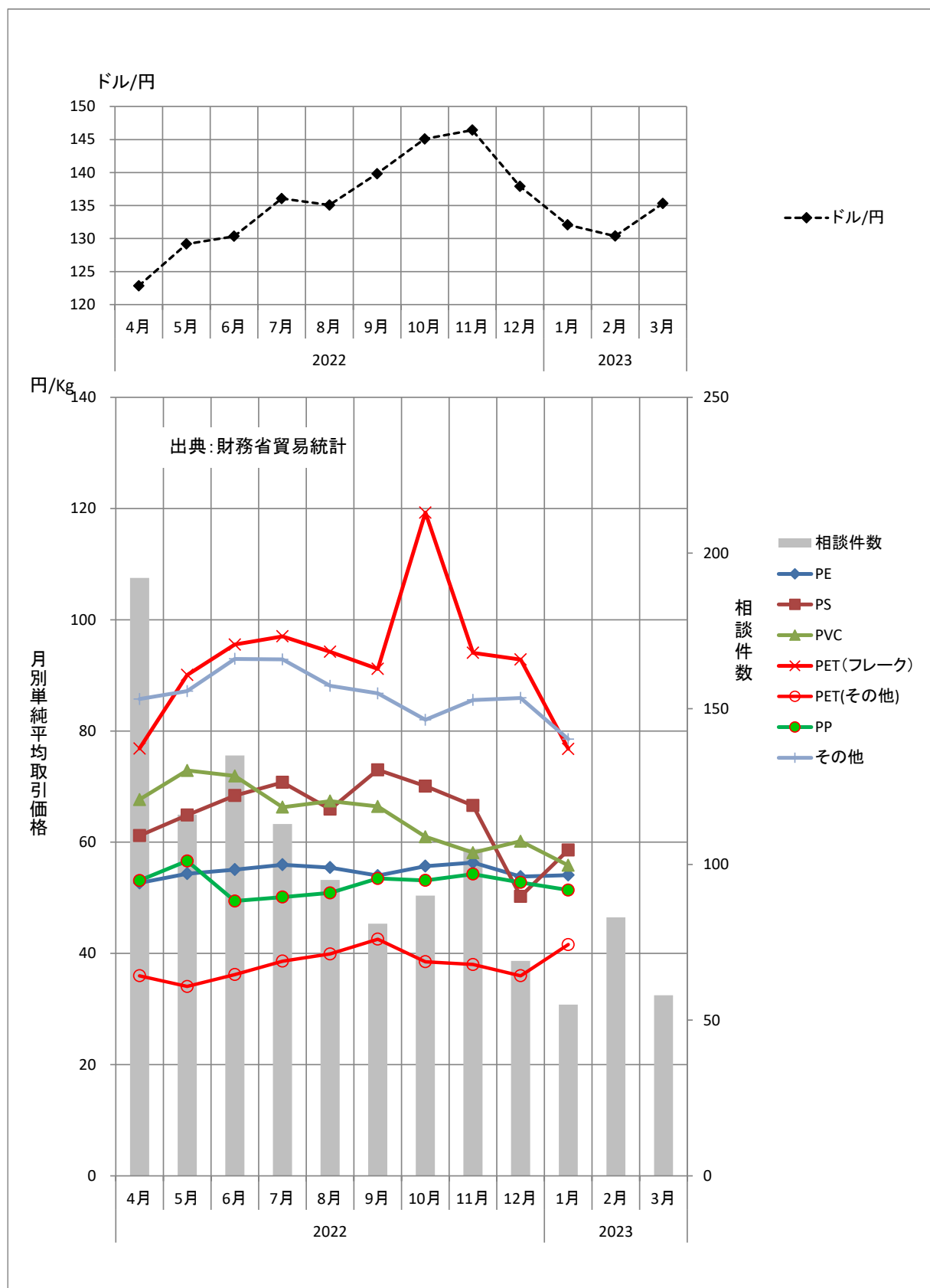
また、輸出量が減少し国内に滞留していることが影響を及ぼしていると考えられる。

なお、それ以外のプラスチックについて、小刻みな変動はあるものの安定していた。



備考: 財務省貿易統計の取引価格は公開されている1月まで、(株) 日刊市況通信社の市況取引価格は2月まで、相談件数は3月24日までのデータである。

図 3-1 メタルスクラップの輸出取引価格及び市況価格と相談件数



備考：財務省貿易統計の取引価格は公開されている1月まで、相談件数は3月24日までのデータである。

図 3-2 廃プラスチック輸出取引価格と相談件数

3. 税関別事前相談実績

輸出に係る事前相談案件について、申告税関別に相談件数を整理した結果を表 3-5 及び図 3-3、図 3-4 に示す。

横浜税関管内を申告先とする相談案件が最も多く、東京税関管内も含めると、約 43%が関東圏からの輸出案件となっている。

表 3-5 申告税関別品目別事前相談件数（輸出）（集計期間：2022/4/1～2023/3/24）

貨物分類	管轄税関										(件数)
	函館	東京	横浜	名古屋	大阪	神戸	門司	長崎	沖縄	合計	
メタルスクラップ	181	433	1,430	738	549	312	466	33	21	4,163	
ゴムスクラップ	0	2	12	7	0	0	0	0	0	21	
廃プラ	86	151	279	341	107	86	115	4	23	1,192	
灰・スラグ・ドロス・汚泥	0	1	0	0	11	0	0	0	0	12	
廃触媒	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	
中古電気機器	0	37	76	31	27	122	6	0	0	299	
中古(その他製品)	1	1	62	1	1	5	2	0	0	73	
その他	0	1	20	0	3	0	0	0	0	24	
計	269	626	1,879	1,118	699	525	589	37	44	5,786	
	(4.6%)	(10.8%)	(32.5%)	(19.3%)	(12.1%)	(9.1%)	(10.2%)	(0.6%)	(0.8%)	(100.0%)	

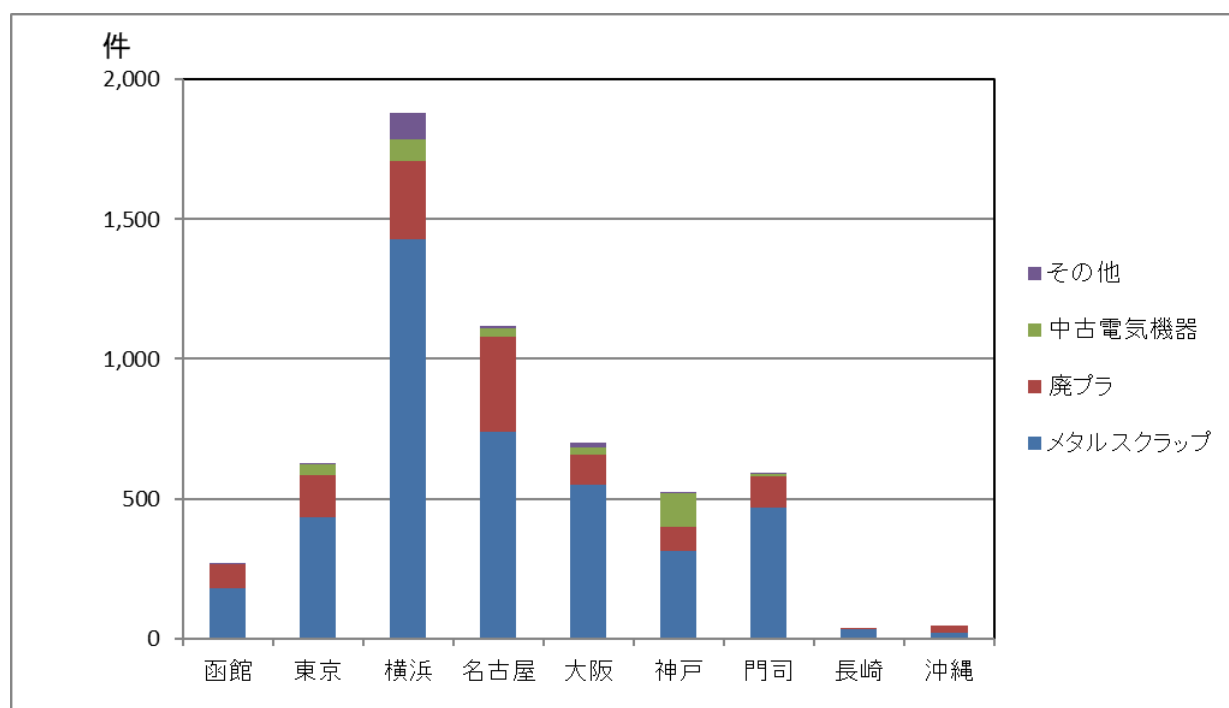


図 3-3 申告税関別品目別事前相談件数（輸出）（集計期間：2022/4/1～2023/3/24）

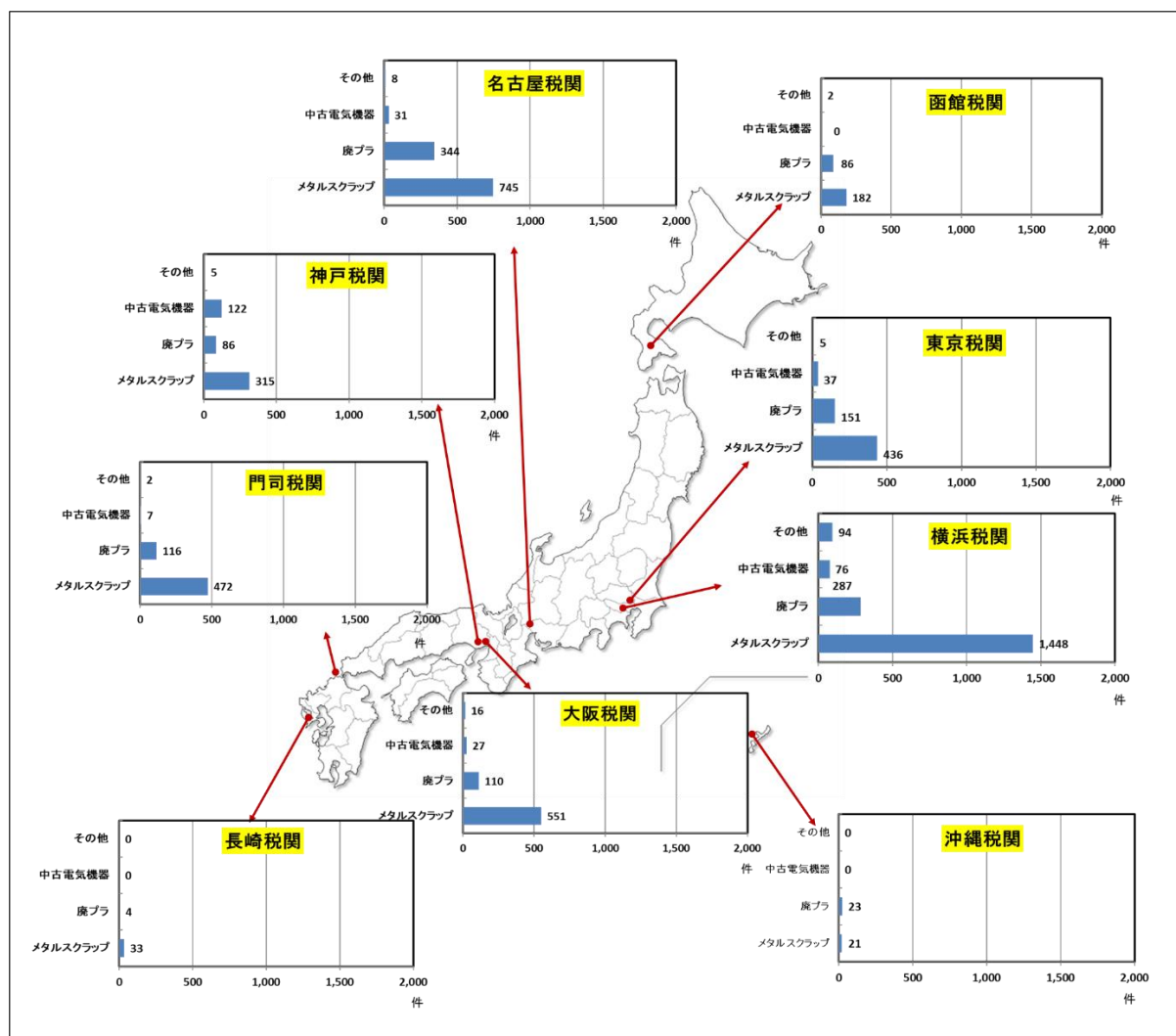


図 3-4 申告管轄税関別主要品目別事前相談件数（輸出）（集計期間：2022/4/1～2023/3/24）

第4章 バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査（満足度調査）

1. 調査方法

（1）調査の目的

本調査は、バーゼル法等事前相談業務に関して利用者から意見を収集し、今後の業務改善等に役立てることを目的とした。

（2）調査内容

調査内容は、参考資料3に示すアンケート調査票のとおりである。

（3）調査実施時期

アンケート調査は2022年12月に実施した。

（4）調査内容

2022年度事前相談実績（12月末まで）より、114社を抽出し、「（2）調査内容」に示した「バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査票」をメールにて送付し、記入を依頼、メールにて回収した。

2. アンケート回答状況

（1）アンケート回答状況

a.回答業者数：99社（調査依頼114社、回収率86%）

b.業種別内訳：回答があった99社の業種別内訳は、輸出入者が76社77%を占め、次いで代行者12社12%、通関業者11社11%であった。（表4-1、図4-1）

表4-1 業種別アンケート回答状況

業種	輸出入者	代行者	通関業者	計
業者数	76	12	11	99
業種割合	77%	12%	11%	100%

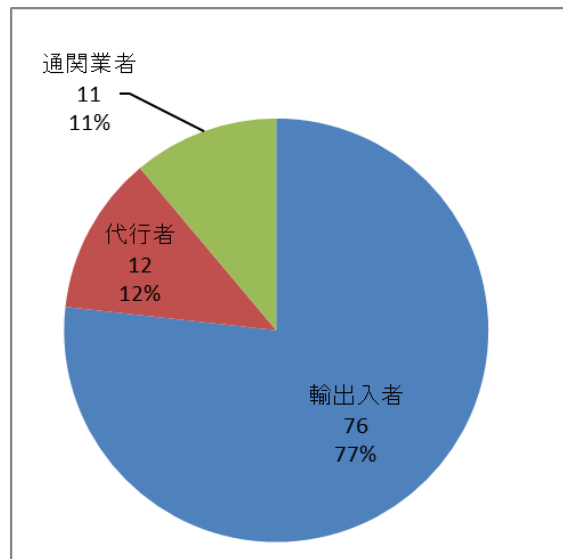


図 4-1 業種別アンケート回答状況

c.貨物別内訳：回答があった 99 社の主要取扱貨物内訳は、メタルスクラップが 67 社 60%を占め、次いで廃プラが 26 社 23%、中古電気機器 10 社 9%、等であった。（表 4-2、図 4-2）

表 4-2 取扱い貨物別アンケート回答業者数

貨物	メタルスクラップ	廃プラ	廃触媒	灰・スラグ・ドロス・汚泥	中古電気機器	中古遊技機	中古（その他製品）	その他	合計
業者数	67	26	0	1	10	0	3	5	112
割合	60%	23%	0%	1%	9%	0%	3%	4%	100%

備考：1 者で複数の品目を取扱っている場合があるため、合計は回答者数より多い。

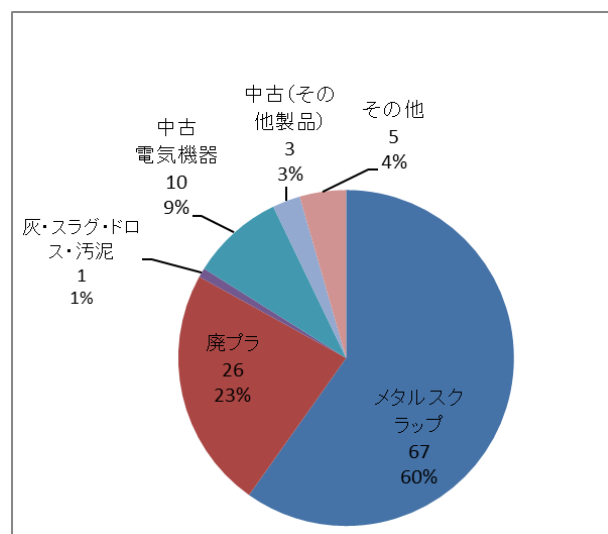


図 4-2 取扱品目別アンケート回答業者状況

(2) 調査結果

Q1. 廃棄物原料等の輸出入に際して、当事前相談業務は、相談者様が輸出入予定貨物についてバーゼル法の該非判断（及びその後の手続き等）を行う上で、役に立っていますか。

「役立った」が 94 件 95%、「どちらともいえない」が 5 件 5%、「役立たなかった」は 0 件であった。（表 4-3、図 4-3）

表 4-3 事前相談業務は役に立っているか

NO	区分	件数	(%)
1	役立った	94	95%
2	役立たなかった	0	0%
3	どちらともいえない	5	5%
	合計	99	100%

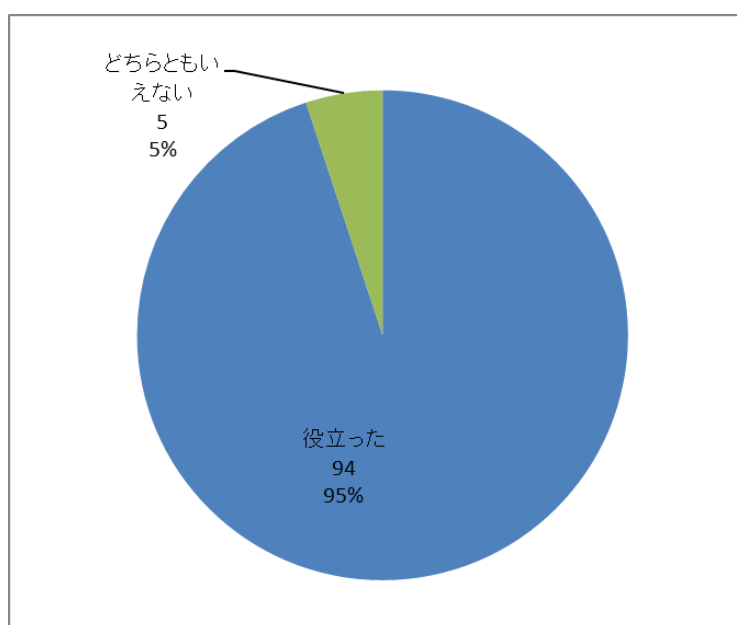


図 4-3 事前相談業務は役に立っているか

a. Q1 の回答理由等

Q1 の回答理由等について、具体的な理由を整理すると次のとおりである。

具体的 14 件のすべてが「役立った」に分類され、「バーゼル規制物か確認できる」が 5 件、「不明な点の判断に役立った」5 件、「税関申告、通関がスムーズ」2 件等であった。(表 4-4)

表 4-4 事前相談業務が役に立っているか（理由）

分類	理由	件数	%
役 立 っ た	バーゼル規制物か確認できる	5	36%
	不明な点の判断に役立った	5	36%
	税関申告、通関がスムーズ	2	14%
	法改正に関わる助言を得られた	1	7%
	輸出者、供給元、通関士に説明できる	1	7%
役立たなかった		－	－
どちらともいえない		－	－
合計		14	100%

Q2. 当事前相談業務を、一度相談した貨物種類と同じ貨物種類であっても定期的に（何度も）利用されていますか？

「はい」が 77 件 78%、「いいえ」が 18 件 18%、「どちらともいいえ」が 4 件 4%であった。（表 4-5、図 4-4）

表 4-5 当事前相談業務を、一度相談した貨物種類と同じであっても定期的に（何度も）利用されていますか

NO	区分	件数	(%)
1	はい	77	78%
2	いいえ	18	18%
3	どちらともいいえ	4	4%
	合計	99	100%

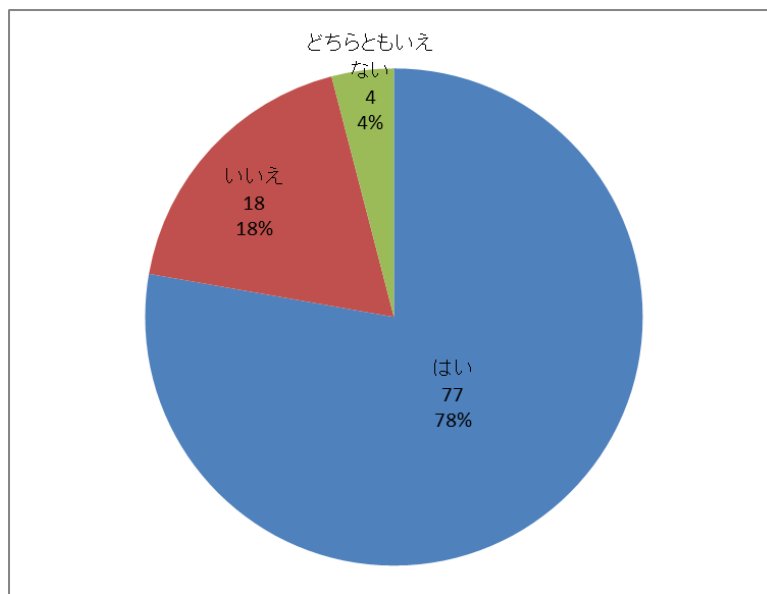


図 4-4 当事前相談業務を、一度相談した貨物種類と同じものであっても定期的に利用されていますか

a. Q2 の回答理由等

Q2 の回答理由等について、具体的な理由を整理すると次のとおりである。

Q2 で「はい」と回答された 77 件のうち具体的な理由について 45 件の回答があった。回答されたフリー記述の内容から表 4-6 に示す分類で整理した。

「念のため」に分類される回答が 12 件 27%、「税関、通関業者等の指示」に分類される回答が 11 件 24%、「申告毎に必要だと思っている」9 件 20%等であった。(表 4-6)

表 4-6 当事前相談業務を、一度相談した貨物種類と同じであっても定期的に（何度も）利用する理由

理由概要	件数	%
念のため	12	27%
税関、通関業者等の指示	11	24%
申告毎に必要だと思っている	9	20%
貨物の状態を正確に確認できる	8	18%
申告、通関がスムーズ	3	7%
情報収集のため	1	2%
社内の取り決め	1	2%
合計	45	100%

Q3. 当センターHP に相談手続き等に関する案内を掲載していますが、その掲載内容はいかがですか。

「わかり易い」が 57 件 58%、「どちらともいえない」が 38 件 38%、「わかりにくい」が 4 件 4%であった。（表 4-7、図 4-5）

表 4-7 当センターHP の掲載内容はいかがですか

NO	区分	件数	(%)
1	わかり易い	57	58%
2	わかりにくい	4	4%
3	どちらともいえない	38	38%
	合計	99	100%

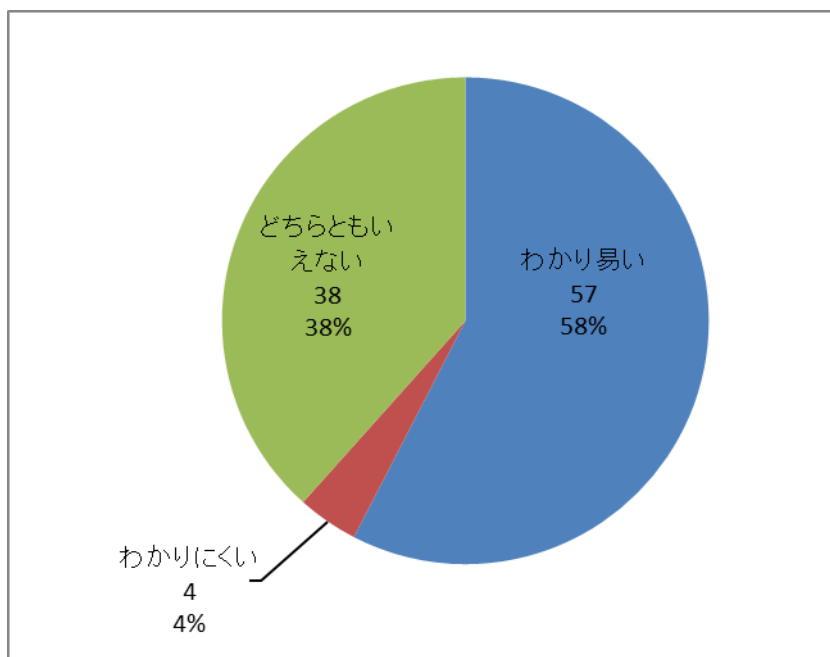


図 4-5 当センターHP の掲載内容はいかがですか

Q4. 相談の受付時間（9:30～12:00、13:00～16:00）については、いかがですか。

「現在のままで問題無し」が 80 件 81%、「時間延長を希望」が 19 件 19%であった。（表 4-8、図 4-6）

表 4-8 相談の受付時間について

NO	区分	件数	(%)
1	現在のままで問題無し	80	81%
2	時間延長を希望	19	19%
	合計	99	100%

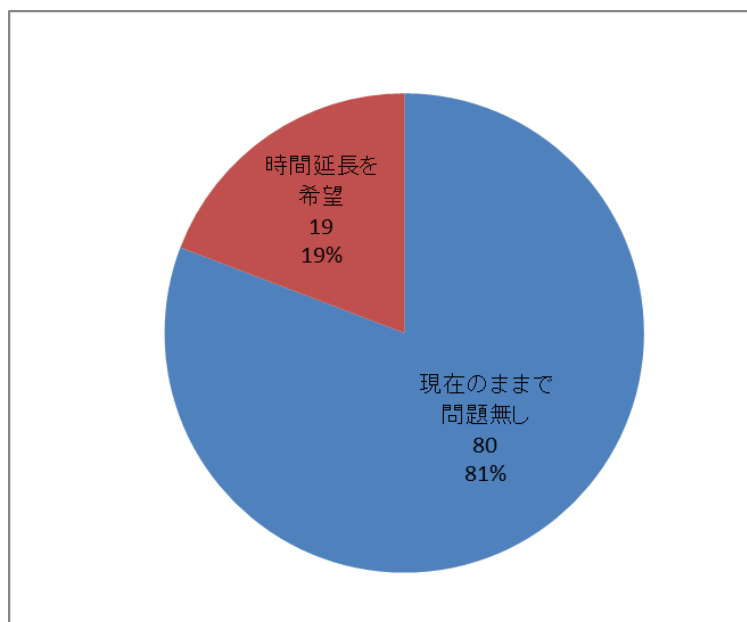


図 4-6 相談の受付時間について

Q5. 申請から回答までの時間についてはいかがでしょうか。

「現在のままで問題無し」は 98 件 99%、「やや遅いと感じる」が 1 件 1%であった。（表 4-9、図 4-7）

表 4-9 回答までの時間について

NO	区分	件数	(%)
1	現在のままで問題無し	98	99%
2	やや遅いと感じる	1	1%
3	遅い	0	0%
	合計	99	100%

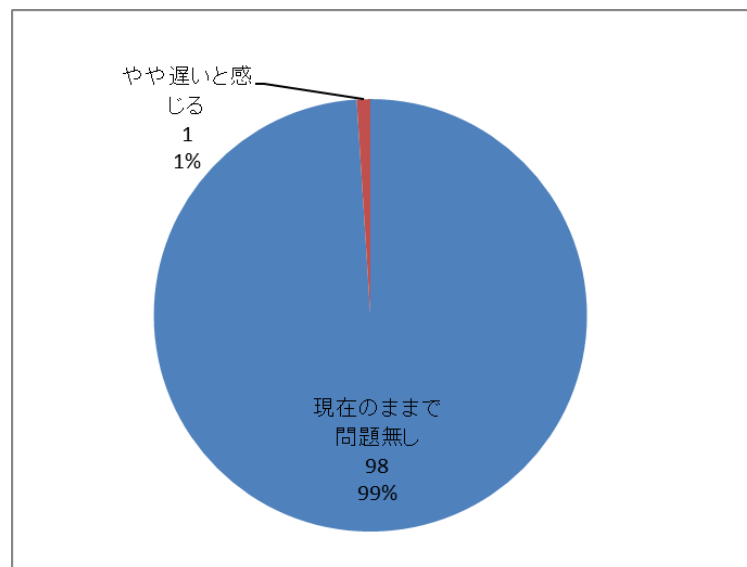


図 4-7 回答までの時間について

Q6. 相談事案への回答につき、相談員からの説明、助言等はわかりやすかったでしょうか。

「わかり易い」が 92 件 93%、「どちらともいえない」が 7 件 7%、「わかりにくい」は 0 件であった。（表 4-10、図 4-8）

表 4-10 相談員の説明等はわかりやすかったか

NO	区分	件数	(%)
1	わかり易い	92	93%
2	わかりにくい	0	0%
3	どちらともいえない	7	7%
	合計	99	100%

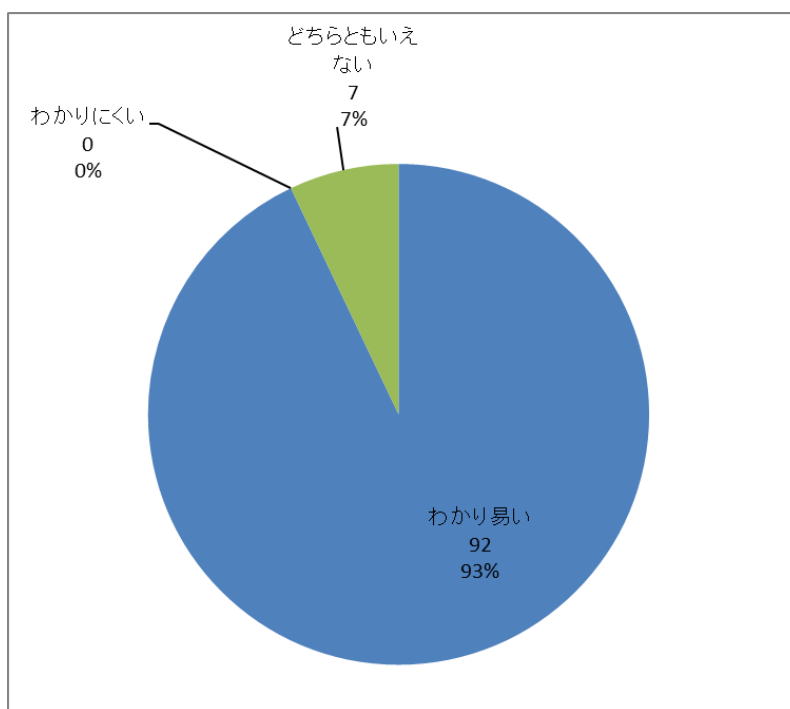


図 4-8 相談員の説明等はわかりやすかったか

Q7. 2021 年 1 月のバーゼル条約附属書の発効をうけて、国内では廃プラスチックの輸出に係るバーゼル法判断基準が公表されておりますが、その該非判断に関する相談員の説明はわかりやすかったでしょうか。

「廃プラを扱っていない」(57 件)を除く 42 件でみると「わかり易い」が 36 件 86%、「どちらともいえない」が 6 件 14%、「わかりにくい」は 0 件であった。(表 4-11、図 4-9)

表 4-11 相談員の説明等はわかりやすかったか

NO	区分	件数1	件数2	(%)
1	わかり易い	36	36	86%
2	わかりにくい	0	0	0%
3	どちらともいえない	6	6	14%
4	廃プラを扱っていない	57		0%
	合計	99	42	100%

表中の「件数 2」は、「廃プラを扱っていない」を除く。

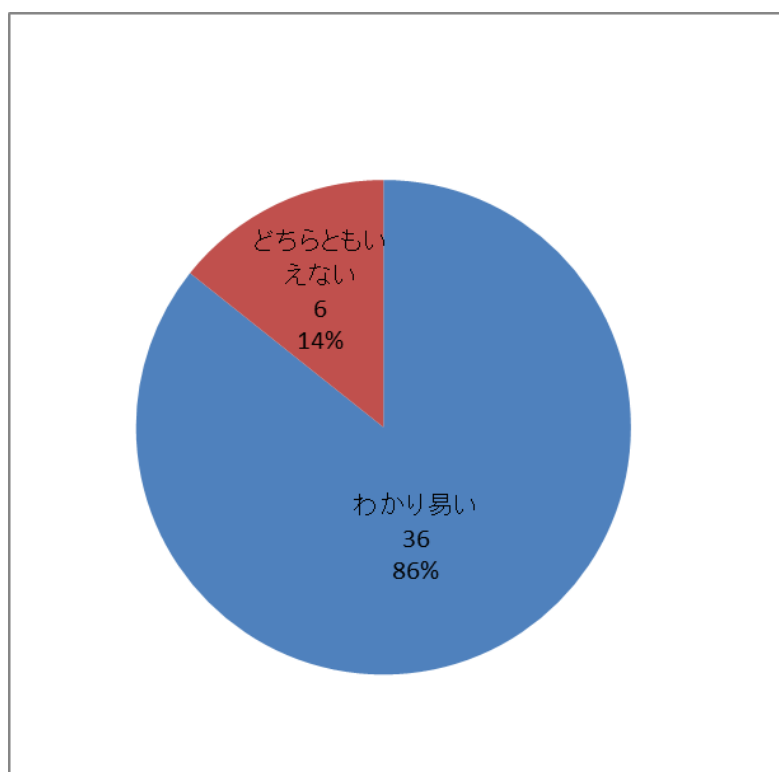


図 4-9 相談員の説明等はわかりやすかったか

Q8. 今後の事前相談業務の参考とさせていただくため、ご意見、ご感想が有りましたらご記入ください。

寄せられた意見、感想の 35 件中、「迅速、丁寧で助かっている」等の「満足している」に分類される回答は 22 件 63%であった。また、「要望・質問」に分類される回答は 13 件 37%であり、「相談書類の提出を WEB 又はメールで行いたい」が 3 件 9%、「相談者により指摘が違う場合があるので統一してほしい」が 3 件 9%等であった。（表 4-12）

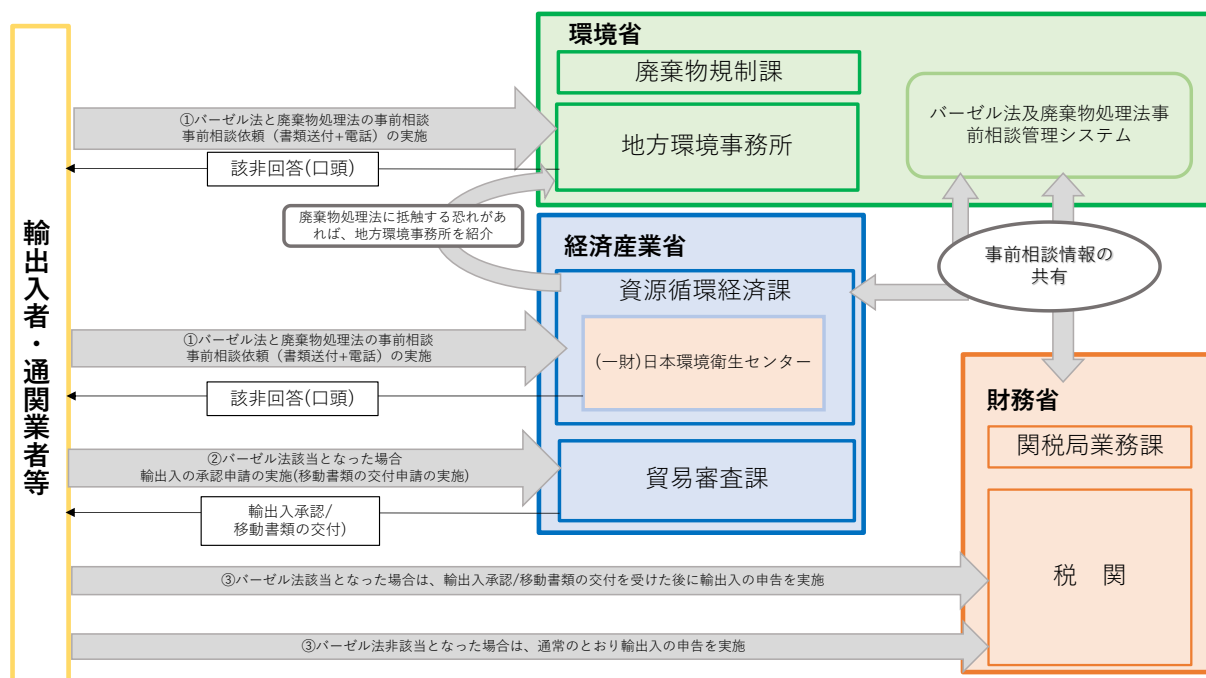
表 4-12 事前相談への意見、感想

意見、感想		件数	%	件数	%
満 足 し て	迅速、丁寧で助かっている。	14	40%	22	63%
	今後ともよろしくお願いします。	8	23%		
要 望 ・ 質 問	相談書類の提出をWEB又はメールで行いたい。	3	9%	13	37%
	相談員により指摘が違う場合があるので統一してほしい。	3	9%		
	受付対応時間を延長してほしい。	2	6%		
	申告する税関によっては相談を必須と考えている。	1	3%		
	バーゼル締約国の一覧表などの情報がほしい	1	3%		
	マレーシア向けのメタルスクラップの相談受付をしてほしい	2	6%		
	電話の音質・音量が悪い	1	3%		
合計		35	100%	35	100%

参 考 資 料

- 参考資料 1 事前相談手続きの流れ
- 参考資料 2 事前相談書様式
- 参考資料 3 バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査

参考資料 1 事前相談手続きの流れ



参考資料2 事前相談書様式

FAX 044-288-4946

日本環境衛生センター事前相談資料

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法規制対象に該当するか否かについての助言を行うものでありますが、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありませんし、実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではないことを予めご承知おき下さい。

バーゼル法規制に係る事前相談書（中古品以外）

【インボイスNO. _____】

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

相談者	①会社名： _____ (輸出者・輸入者・通関業者・その他 (_____))		
	②住所： _____		
	③担当者 1) 氏名： _____, 2) 所属・役職： _____		
	④電話 _____	⑤FAX _____	
	⑥事前に税関に相談した場合は次を記入してください。 1) 税関の名称： _____ 2) 担当官名： _____ 3) 税関の指示内容： _____ (電話)		
	輸出者	⑦会社名： _____	
⑧住所： _____			
⑨担当者 1) 氏名： _____, 2) 所属・役職： _____			
⑩電話 _____		⑪FAX _____	
輸入者	⑫会社名： _____		
	⑬住所 _____		
	⑭担当者 1) 氏名： _____, 2) 所属・役職： _____		
	⑮電話 _____	⑯FAX _____	
輸出入	⑰ 輸出 輸入	⑱ 申告の予定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 申告予定税関 (港)： _____	⑲ 取引量： _____ トン (コンテナ 本、フレコン 袋、パレット)
	⑳ 相手国： _____ (バーゼル条約締約国・非締約国・OECD加盟国)		
	㉑ 取引形態 (例：FOB YOKOHAMA US\$100/t)： _____		
貨物	㉒ 品目内容 (全ての品目の具体的な名称、発生事由、数量、貨物の性状)： _____		
	㉓ 発生元の名称及び所在地 (本貨物の第一次発生もと、例えば、〇〇工場、〇〇商事)： _____		
	㉔ 発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路： _____		
処理	㉕ 取引の目的： _____		
	㉖ 輸出入後の処理方法： _____		
	㉗ 輸出入後の運搬経路 (輸入者から仲介者を経て処理業者に渡るまでの経路)： _____		
	㉘ 処理事業者名及び作業場所の住所： _____		
実績	㉙ 過去の輸出入実績： 新規 _____ ・ 実績有り _____ 実績有りの場合は、その内容 (時期、品目、数量)： _____		

注) 本票送信後、必ず、(一財)日本環境衛生センター・バーゼル事前相談窓口までお電話願います。(電話)044-288-4941
貨物の写真はE-mailで、basel@jesc.or.jp までお送りください。

(記入要領)

1. 相談者の欄

- (1) ①会社名の欄には、相談者が法人の場合はその名称を記入し、個人の場合は記入不要です。また、相談者が輸出者・輸入者・通関業者・その他のいずれか該当するものを○で囲んでください。
- (2) ③担当者の欄には、問い合わせ担当者の氏名・所属・役職を記入してください。
- (3) 事前に税関に相談した場合は、⑥の欄に税関の名称(支署、出張所まで)、担当官名(電話番号)、税関の指示内容を記入してください。

2. 輸出者・輸入者の欄

- (1) 相談者と輸出入者が異なる場合に記入してください。
- (2) 記入の要領は1と同じです。

3. 輸出入～実績の欄

- (1) ⑪輸出・輸入の欄には、いずれか該当する方を○で囲み、⑬～⑳の欄に申告の予定日、申告予定港、取引量、輸出国又は輸入国名を記入し、当該国がバーゼル条約の締約国、OECD加盟国又はバーゼル条約の非締約国のいずれかに該当するものを○で囲んでください。
- (2) ⑫取引形態の欄には、輸出入者との引渡し条件・取引単価とその単位を記入してください。貨物が複数ある場合の取引単価については、その中で最も低い貨物の単価を記入してください。
- (3) ⑭品目内容の欄には、全ての品目の具体的な名称ごとに発生事由、数量、及び性状を記入してください。
- (4) ⑮発生元の欄には、本貨物の第一次発生元(○○工場、○○商事等)を記入してください。
- (5) ⑯輸出者に渡るまでの経路の欄には、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入してください。
- (6) ⑰取引の目的の欄には、当該貨物を輸出又は輸入した後、どのような用途に使用するかを具体的に記入してください。
- (7) ⑱輸出入後の処理方法には、前記(6)の用途に使用するため、どのような方法で処理を行うかを具体的に記入してください。
- (8) ⑲輸出入後の運搬経路には、輸入者から仲介者を経て処理業者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入してください。
- (9) ㉑処理事業者及び作業場所の住所の欄には、前記(7)の作業を実施する事業者名、住所を記入してください。
- (10) ㉒過去の輸出入実績の欄には、同様の貨物の過去の輸出入実績について、いずれか該当する方を○で囲み、「実績有り」の場合はその内容(時期、品目、数量)を記入してください。

(事前相談に関する注意事項)

1. 添付いただく関係資料等

事前相談にあたっては、事前相談書の他、以下の資料またはその写しの提出をお願いいたします。

①～④については、事前相談書とともに提出をしてください。

また⑤～⑧については、必要に応じて提出していただくことがあります。

- ① インボイス（※必須）
- ② 輸出入契約書（※必須）
- ③ 国内取引伝票（請求書、領収書等）（※必須）
- ④ 貨物全体の写真（※必須 電子メールで送付ください）
貨物が廃プラスチックの場合には、廃プラスチック類の概要説明書
- ⑤ 成分分析表
- ⑥ 分析サンプルの写真
- ⑦ 企業概要
- ⑧ その他

2. 事前相談の位置付け

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法規制対象に該当するか否かについての助言を行うものでありますが、輸出又は輸入をする際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありませんし、実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではないことを予めご承知おき下さい。

近年、バーゼル法規制対象に該当しない貨物であることが容易に判断できるにも関わらず、繰り返し事前相談を行う方がおられますが、本事前相談サービスは事業者側で判断が困難なケースに対する行政支援であることをご理解の上、不必要な相談依頼はお控えいただきますようお願い致します。

3. その他の注意事項

事前相談をお受けする際には、相談内容によっては更なる資料の提出や分析試験等、追加作業を依頼することがございますので、時間に十分な余裕を持って（1週間程度）ご相談ください。該否判断をする上での資料不足等があった場合、税関への申告予定日まで（事前）に助言や該否判断ができない場合がございます。ご注意ください。

提出いただいた書類は、「廃棄物等輸出入管理システム」に登録させていただきますので、ご了承ください。廃棄物等輸出入管理システムとは、事前相談の内容やこれに対する助言等を登録したシステムであり、その内容については、環境省（地方環境事務所を含む）、経済産業省、税関が閲覧可能となっています。

FAX 044-288-4946

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法規制対象に該当するかどうかについての助言を行うものでありますが、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありませんし、実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規遵守を証明するものではないことを予めご承知おき下さい。

バーゼル法規制に係る事前相談書（中古品）

【インボイスNO. _____】 記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

相談者	① 会社名： _____（輸出者・輸入者・通関業者・その他（ _____ ））		
	② 担当者 1）氏名： _____， 2）所属・役職： _____		
	③ 電話 _____	④ FAX _____	
	⑤ 事前に税関に相談した場合は次を記入して下さい。 1）税関の名称： _____ 2）担当官名： _____ 3）税関の指示内容： _____（電話）		
	貨物	⑥ 輸出 輸入	⑦ 申告の予定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 申告予定税関名（港）： _____
⑨ 相手国： _____（締約国・OECD・非締約国）			
⑩ 過去の中古品の輸出入実績： 新規・実績有り 実績有りの場合はその内容（時期、品目、数量）： _____			
⑪ 中古品の内容（全ての品目の具体的な中古品（製品）種名、数量）： 製品種名（数量） _____ 製品種名（数量） _____ 輸出入する中古品毎に記載。			
⑫ 破損、汚れ等の確認：確認済み（破損、汚れ等 無、有（→⑩へ）） 確認者の会社名、氏名： _____ （通電等による正常動作検査結果）： _____ 輸出入する中古品毎に記載。			
⑬ 荷姿（運搬中の破損等防止策を踏まえ、梱包の方法を、品種毎に記載。）： _____			
⑭ 発生（購入）元（輸出の場合は、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路。仕入元の古物営業法に基づく古物商の許可の有無。）： 発生元から輸出時までの保管状況： 建屋内 _____、その他（ _____ ）			
⑮ 輸出入後の用途： 輸出入国での販売、再輸出、その他（ _____ ） （販売等事業者名、住所）			
⑯ 輸出入後、軽微な修繕がある場合は、その内容： _____			
⑰ 輸出先国で、許可等ライセンスを義務づけている場合は、その 有、 無			

⑱ 貨物及び本相談に係る確認事項（内容を確認の上、レ[チェック]をお願いします。） はい いいえ ・ 今回輸出入する貨物は、相談貨物が全てであり、他の物は、無い。 ☐ ☐ （“いいえ”の場合には、本相談では、他の物については承っておりませんので、御認識願います。）
⑳ 事前相談にあたり、次の点についてご了承願います。確認しましたら、チェックをお願いします。 同意 ・ 提出頂いた書類は、「廃棄物等輸出入管理システム」に登録させていただきますので、ご了承願います。 ☐ （注）「廃棄物等輸出入管理システム」とは、事前相談の内容やこれに対する助言等を登録したシステムであり、その内容については、環境省（地方環境事務所を含む）、経済産業省、税関が閲覧可能となっています。
㉑ 以下の資料又はその写しの提出が必須です。 1) インボイス、2) 輸出入契約書、3) 国内取引伝票（請求書、領収書等）、4) 品目ごとの写真（梱包前、後）、5) 輸出入国での販売店舗の写真、6) 企業概要、（必要に応じ、輸出先国のライセンス（写し）」等）。なお、欄内に記載できない場合は、別添を添付ください。

注）本票送信後、必ず、（一財）日本環境衛生センター・バーゼル事前相談窓口までお電話願います。（電話）044-288-4941
 貨物の写真はE-mailで、basel@jeso.or.jp までお送りください。

（日本環境衛生センター使用欄）

助言と同時に、「本助言については、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではなく、現実に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではない。」ということについて伝達を実施（実施したら、レ[チェック]する→□）
--

（記入要領）

（一財）日本環境衛生センター相談用資料（２）

１．相談者の欄

- (1) ①会社名の欄には、相談者が法人の場合はその名称を記入し、個人の場合は記入不要です。また、相談者が輸出者・輸入者・通関業者・その他のいずれか該当するものを○で囲んで下さい。
- (2) ②担当者の欄には、問い合わせ担当者の氏名・所属・役職を記入し、押印して下さい。
- (3) 事前に税関に相談した場合は、⑤の欄に税関の名称（支署、出張所まで）、担当官名（電話番号）、税関の指示内容を記入して下さい。

２．貨物の欄

- (1) ⑦～⑨の欄に申告予定税関名（港）、申告の予定日、取引量、輸出国名を記入し、参考まで、当該国がバーゼル条約の締約国、OECD加盟国又はバーゼル条約の非締約国のいずれか該当するものを○で囲んでください。
- (2) ⑩過去の輸出実績の欄には、同様の貨物の過去の輸出実績について、有又は無のいずれか該当するものを○で囲み、有りの場合はその内容（時期、品目、数量）を記入してください。
- (3) ⑪中古品の内容の欄には、全ての品種（製品種）名ごとに数量を記入してください。
- (4) ⑫欄については、破損、汚れ等の確認は、確認済みであることが前提です。未確認であれば、確認後、提出してください。確認した結果、破損・汚れ等について、該当するものを○で囲んでください。仮に、有に○をした場合、⑬を確実に記載してください。
中古品の種類に応じては、個別製品ごとに製造年・型式・メーカーと通電等による正常作動検査結果を記載した別添資料を添付してください。
- (5) ⑬荷姿の欄には、品目ごとに、個々に段ボール、ビニル包装等を実施している否か、その梱包方法等を記載してください。（必要に応じて、別添資料として記載いただいても結構です。）
また、液晶テレビ等の画面部等、運搬中に破損する恐れのある箇所には、画面等の保護を実施しているかを記載してください。これら保護が実施されていない場合や、個々の中古品に包装をせずフレコン袋等にまとめて積み込む場合等は、運搬中の破損の恐れがあり荷姿が不適切として、中古品とみなせない場合があることに、ご注意ください。
- (6) ⑭発生（購入）元の欄には、輸出の場合にあたっては、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入してください。また、古物商の許可・届出者である場合は、その旨、記載してください。保管状況は、該当するものを○で囲ってください。
- (7) ⑮輸出後の用途の欄には、輸出相手国において、当該中古品をどのような用途に使用するかについて、「販売」、「再輸出」、「その他」のいずれかに該当するものに○で囲み、「その他」の場合にあつては、具体的な内容を記入してください。また、事業者等名、住所は、それを販売する者を具体的に記載してください。（これは、輸出にあたっては、中古品の市場があり、それを適切に販売等する事業者の存在を確認するためのものです。）
- (8) ⑯軽微な修繕の有無の欄には、軽微な修繕の内容を記載してください。修繕がない場合は、「無し」と記載してください。なお、軽微な修理でない主要部の部品交換等を実施する場合は、交換したものが廃棄物等に該当する懸念がありますので、この場合は、環境省の各地方環境事務所にお問い合わせください。
- (9) ⑰輸出先国のライセンスの欄には、ライセンスを義務づけの有無を記載してください。義務づけている場合は、そのライセンスの概要を記載するとともに、ライセンスの写しを添付することとし、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳（又は、英語訳）を添付してください。

３．添付写真について

- (1) 中古品の品目ごとの写真
 - ① 品目毎に、梱包前の写真と、梱包後の写真を提出してください。
 - ② 複数の品目が同一貨物で輸出する場合は、その品目毎に、梱包前・後が必要です。
 - ③ また、同一品目であっても、その中古品の大きさや形状が大きく異なるものや、梱包の方法が違うものは、それ毎の写真が必要です。
- (2) 輸入国での販売店舗の写真

- ① 輸入国で市場があることを確認するための写真で、販売店舗（店舗全景（店舗名が確認できるもの）と商品陳列等の様子が分かるもの）の写真を提出してください。
- ② 再輸出が予定されている場合は、再輸出されるまでの保管場所の写真を提出してください。

4. その他

- (1) 記載内容が多く、事前相談書（1枚）に記載できない場合は、別紙○として記載し、添付してください。
- (2) 中古品取引の事実関係が確認できる輸出者と輸入者との間の契約書等を提出してください。なお、当該契約書等には、「使用済み電気・電子機器の中古品の販売に関する内容（取引価格に関する情報を含む）」及び「部品取りされない」旨が少なくとも記載されている必要があります。
- (3) 廃棄物処理法上の廃棄物の該当については、本事前相談で受け付けておりません。
廃棄物処理法に規定する廃棄物に、「該当」と相談者が判断される場合や、「該当」となる恐れがある場合には、最寄りの環境省地方環境事務所にご相談ください。

参考資料3 バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査票

2022年度

バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査票

本調査は、当センターが経済産業省より受託している「バーゼル法関連事前相談業務」の行政サービス業務に関して、利用者（相談者）様からご意見を頂き、今後の業務改善等に役立てることを目的として実施しております。

記入日：	2022年	月	日
貴企業名			
担当者（所属・氏名）			
連絡先（TEL）			
業種*	1.輸出入者、2.代行者、3.通関業者 ☐		
主たる取扱い品目*	1.金属スクラップ 2.廃プラ 3.廃触媒 4.灰・スラグ・ドross・汚泥		
	5.中古電気機器 6.中古遊技機、7.その他の中古品		
	8.その他（ ）		
	（複数選択可） ☐		

* 該当する番号を回答欄（☐）に記入してください。

＜調査内容＞		回答欄
次の質問回答の該当する番号を回答欄（ ☐ ）に記入してください。		
1 廃棄物原料等の輸出入に際して、当事前相談業務は、相談者が輸出入予定貨物についてバーゼル法の該非判断（及びその後の手続き等）を行う上で、役に立っていますか。	回答： 1.役立った 2.役立たなかった 3.どちらともいえない ☐	
（上記回答の理由、その他ご意見があれば以下にご記入ください。）		
2 当事前相談業務を、一度相談した貨物種類と同じ貨物種類であっても定期的に（何度も）利用されていますか？	回答： 1.はい 2.いいえ 3.どちらともいえない ☐	
（上記回答が「はい」の場合、なぜ何度も利用されているかについて教えてください。）		
3 当センターホームページに相談手続き等に関する案内を掲載していますが、その掲載内容はいかがですか。	回答： 1.わかりやすい 2.わかりにくい 3.どちらともいえない（普通） ☐	
4 相談の電話受付時間（9:30～12:00、13:00～16:00）については、いかがですか。	回答： 1.現在のままで問題無し 2.時間延長を希望 ☐	
5 申請から回答までの時間についてはいかがでしょうか。	回答： 1.現在のままで問題無し 2.やや遅いと感じる 3.遅い ☐	
6 相談事案への回答につき、相談員からの説明、助言等はわかりやすかったですか。	回答： 1.わかりやすい 2.わかりにくい 3.どちらともいえない ☐	
7 2021年1月の改正バーゼル条約附属書の発効をうけて、国内では、プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準が公表されておりますが、その該非判断に関する相談員の説明はわかりやすかったですか？	回答： 1.わかりやすい 2.わかりにくい 3.どちらともいえない ☐	
4.プラスチックを取扱っていないため相談したことがない		
（上記回答が「わかりにくい」の場合、わかりにくい事項を具体的に教えてください。）		
8 今後の事前相談業務の参考とさせていただくため、当センターの業務実施上でお気づきの点等、ご意見、ご感想が有りましたらご記入ください。		

ご協力ありがとうございました。

* 調査票に係る問合せ及び調査票の返送等について

① 返送期限：2022年12月28日（水）までをお願いいたします。

② 問合せ及び返送先

〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6

（一財）日本環境衛生センター バーゼル法事業課

TEL 044-288-4941

③ 返送方法

本エクセルファイルに入力し、Emailで送付お願い致します（base1@jesc.or.jp）。

（FAXの場合：044-288-4946）